

第2章 平成5年度から平成8年度の関税行政

第1節 概説

1 内外の経済動向

国際経済情勢を見ると、この間の世界経済は、地域によってばらつきは見られるものの、全体として拡大基調を強めていたといえることができる。先進諸国では一時減速の動きがあったが、旧計画経済諸国では回復の兆しがあり、また、開発途上国ではアジアを中心に景気拡大が続いていた。このような情勢の中、7年半にわたるウルグアイ・ラウンド交渉が終結し、平成7年（1995年）1月1日、世界貿易機関（WTO：World Trade Organization）が発足したことは特筆すべき事柄である。WTO協定を着実に実施することは、様々な分野における貿易の拡大を通じて経済の成長と雇用の促進をもたらし、また、競争の活発化による消費者の選択肢の多様化、ひいては社会の活性化に繋がるものと期待された。

この間、日本経済は緩やかながら回復の基調をたどり、需要動向については、個人消費には引き続きやや弱い動きが見られたものの、総じて穏やかな回復傾向にあったといえることができる。住宅建設は高い水準で推移し、設備投資では低迷する業種もあったが、全体としては下げ止まりの傾向を示していた。鉱工業生産についても基調としては穏やかな増加傾向にあり、企業収益も総じて改善の動きが見られたところである。もっとも、雇用情勢は、完全失業率が高い水準で推移し、引き続き製造業を中心に厳しさが見られた。また、物価については、卸売物価はやや弱含みで推移していたが、消費者物価は安定していた。

2 国内の状況

この時期における我が国の国際貿易に関連する大きな出来事としては、平成6年（1994年）9月4日に新関西国際空港が開港の運びとなったことが挙げられる。従来、関西地区の税関空港として大阪国際空港（伊丹空港）が稼働していたが、同空港は以前から狭隘化（きょうあい化）の問題を抱え、また、周辺の騒音対策のために利用時間も制限されており、かつ、国内便との競合もあって、国際空港としての機能は十分とはいえない状況にあった。このため、大阪府の泉州沖合に新国際空港として新関西国際空港が新たに開設されることとなったものである。大阪国際空港の取扱貨物量は年間20万トン程度であったが、新関西国際空港では同54万トンの貨物処理が可能であり、関西経済圏における貿易活性化への期待が高まった。

平成7年（1995年）1月17日、淡路島を震源地とする兵庫県南部地震が発生し、阪神・淡路地区を中心に6400人を超える死者、20万棟以上の家屋の全半壊、ライフラインの停止等の甚大な被害が発生する事態となった。この災害は、後に「阪神・淡路大震災」と名付けられた。神戸港は、コンテナ取扱量が全国の約3割を占める我が国の主要港湾であったが、地震の直撃を受け、ポートアイランド地区、六甲アイランド地区を中心に深刻な被害が生じた。昭和初期に建設された神戸税関本関は倒壊等の大きな被害を辛うじて免れたが、税関官署は神戸港地区を中心に大きな被害を受けることになった。

3 ガット /WTO の動向

ウルグアイ・ラウンド交渉は、関税の大幅引下げ、農業補助金の削減、金融等のサービスについての自由化のルール策定、知的財産権の保護強化、アンチダンピング等の特殊関税に関する規律の強化及び紛争解決手続の整備等、多方面にわたる成果を挙げて成功裏に終結し、新たに WTO が発足した。

WTO の最高意思決定機関である閣僚会議の第1回会議は、平成8年（1996年）12月にシンガポールで開催され、ウルグアイ・ラウンドの実施状況や今後の課題等について議論が行われた。同会議において、貿易と投資、税関手続の

簡易化等、4つの新たな作業部会が設置されることとなった。また、情報技術製品の関税撤廃を内容とする閣僚宣言（ITA：Information Technology Agreement）が採択された。強化された紛争処理手続も、平成7年（1995年）だけで25の通報案件がある等、加盟国により積極的に利用され、全体として順調なスタートを切った。

第2節 関税率等関税制度の変遷

1 ウルグアイ・ラウンドに係る関税率等関税制度の改正

(1) 背景及び概要

昭和61年(1986年)9月にプンタ・デル・エステ宣言をもって開始されたウルグアイ・ラウンド交渉は、7年余りにわたる交渉の末、平成5年(1993年)12月、ついに実質合意に至った。更に、平成6年(1994年)4月、モロッコのマラケシュにおいて最終文書が採択、署名され、ここにおいてウルグアイ・ラウンド交渉は正式に終結した。同年12月8日、我が国においても、ウルグアイ・ラウンドの合意を盛り込んだWTO協定が国会で承認され、「関税定率法等の一部を改正する法律」(平成6年法律第118号)を含む関連7法律が成立した。平成7年(1995年)1月1日に同協定が発効し、関連法も施行された。

ウルグアイ・ラウンド交渉はかつてない包括的な交渉であり、交渉の成果は、関税の大幅引下げ、農業補助金の削減、金融等のサービスについての自由化のルール策定、知的財産権の保護強化、アンチダンピング等の特殊関税に関する規律の強化及び紛争解決手続の整備など、極めて多方面にわたっていた。

ウルグアイ・ラウンド交渉による関税率の引下げは、我が国の譲許表に基づく協定税率として実施されるものが大半であったが、一部品目については国内の関税関係法令上の手当てが必要なものがあり、また、知的財産権の保護強化や特殊関税に関する規定の見直し等も必要であった。ウルグアイ・ラウンド関連の関税改正は、平成6年の関税定率法等の改正により行われたが、その主要な項目は以下のとおりである。

- イ 農産物の輸入制限品目等の関税化に伴う措置
- ロ 個別品目の関税率等の改正
- ハ 関税率体系の見直し
- ニ 特殊関税制度の整備
- ホ 知的財産権侵害物品の水際取締制度の充実

(2) 農産物の輸入制限品目等の関税化に伴う措置

ウルグアイ・ラウンド交渉の結果、農産物のうちそれまで輸入数量制限(IQ: Import Quota)等を行っていた品目は、米のように特例措置が認められたものを除き、関税化されることとなった。関税化とは、輸入数量制限や最低輸入価格の設定等の通常関税以外の全ての「国境措置」を撤廃し、内外価格差に相当する率(関税相当量)の関税(あるいは関税類似の調整金等)に置き換えることをいい、ウルグアイ・ラウンドの実施期間(6年間)の間に最低15%引き下げることとされた。なお、関税化に際しては、少なくとも関税化前と同等の市場アクセス機会をその過程において維持することが求められた。また、関税化した品目の輸入急増等があった場合、一定の関税率の引上げを行う特別緊急関税制度(特別セーフガード、SSGs: Special Agricultural Safeguards)を導入することが認められた(関税暫定措置法(昭和35年法律第36号)第7条の3及び4)。

我が国の場合、小麦、大麦、乳製品、でん粉、雑豆、落花生、こんにゃく芋、蒟蒻・生糸及び豚肉が関税化の対象となった。

イ 関税率の改正

関税化によって通常関税以外の国境措置が関税等に置き換えられることとなったが、その関税等の水準は、基準期間(1986～88年)における内外価格差に相当することとされたため、豚肉等を除く関税化品目の関税率については、これを内外価格差に相当する水準にまで引き上げることとし、当該関税率を関税定率法に定める基本税率とすることとした。6年の実施期間における15%の引下げは、譲許表に基づく協定税の引下げによって行われることとなった。

ただし、いわゆる国家貿易品目(食糧庁等の国家貿易企業による一元輸入が行われていた、麦類、一部の乳製品及び生糸)については、関税化後の内外価格差に相当する率は、関税と調整金等の合計として譲許されるため、基本税率は内外価格差に相当する率とされたが、引下げ過程における関税と調整金等の内訳を確定する必要がある、実際に適用される関税率は関税暫定措置法に暫定税率として定め、これを段階的に引き下げることとされた。

ロ 関税割当制度の拡大等

関税化は、前述したとおり、輸入数量制限等の通常関税以外の全ての国境措置を内外価格差に相当する関税等に置き換えることであるが、この措置により設定される関税等は従前に比して高くなるのが通常であるため、単純に国境措

置を関税等に置き換えるだけでは、関税化により市場アクセスが悪化するおそれがある。そこで、関税化に際しては、いわゆる現行アクセス機会を確保すること、すなわち、関税化前においてアクセスできた数量については、関税化前と同じ条件で輸入ができるようにすることが求められた。

関税化品目のうち国家貿易品目以外のものについては、関税割当制度を導入することによって現行アクセス機会の確保を図ることとし、原則として従前の関税率水準を一次税率とすることとされた。関税割当制度とは、一定の輸入数量の枠内に限り、無税又は低税率（第一次税率）を適用し、需要者に安価な輸入品の供給を確保する一方で、一定の輸入数量の枠を超える輸入分に対しては高税率（第二次税率）を適用することによって、国内生産者の保護を図る仕組みである。関税割当制度は昭和36年（1961年）に導入されたものであるが、ウルグアイ・ラウンドにおいて関税化することとされた品目のうち、国際的に約束したアクセス機会（基準年1986～88年）の確保のため、11品目15枠がその対象に追加された（関税定率法（明治43年法律第54号）第9条の2）。

もっとも、関税化品目のうち国家貿易品目に関して、現行アクセス機会に係る輸入については引き続き国家貿易を維持することとし、麦類については政府、一部の乳製品については畜産安定事業団、生糸については蚕糸砂糖類価格安定事業団により輸入されるものに対する関税率は、従前と同じ水準とされた。それ以外のルートで輸入されるものについては、内外価格差に相当する関税及び調整金等を支払えば何人でも輸入ができる制度とし、調整金等を除いた率を関税率として設定した上で、6年間で引き下げるものとされた。なお、生糸については、蚕糸砂糖類価格安定事業団以外の者が輸入するもののうち、実需者（絹業者）が輸入するものについては、蚕糸業の経営の安定に配慮しつつ、絹業（繊維物業）の原料となる生糸の安定供給を図る上で農林水産大臣が必要と認めたものについて、関税率を従前の水準まで引き下げるものとされた。

ハ 特別緊急関税制度の導入

ウルグアイ・ラウンド合意により、農産物のうち輸入数量制限等を行っていた品目は関税化されることになったが、関税化品目については、関税化の実施期間（6年間）において、輸入数量が一定の発動基準を超えた場合あるいは課税価格が一定の水準を下回った場合、現行アクセス機会に係る輸入を除き、一定の関税率の引上げを行う特別緊急関税制度（SSGs）を導入することが、ウル

グアイ・ラウンド合意に基づく農業協定で認められた。ただし、二つの特別緊急関税（輸入数量を基準とする特別緊急関税及び課税価格を基準とする特別緊急関税）を同時に賦課すること、特別緊急関税と一般セーフガード措置を同時に発動することはできないとされた。

輸入数量を基準とする特別緊急関税として、年度当初からの輸入数量が、当該年度の前年までの過去3年間における輸入数量等を基準として算出される輸入基準数量を超えた場合、超えることとなった月の翌々月の初日（発動日）から当該年度の末日までの期間において、該当する品目の関税率を引き上げるものとされた。関税率の引上げ幅については、農業協定に限度として定められた通常関税の3分の1を課する（調整金等の対象品目については、関税と調整金等との合計の3分の1を課する）こととなった（関税暫定措置法第7条の3）。もっとも、この特別緊急関税は、関税割当一次税率が適用される輸入に係るもの、国家貿易企業等の輸入に係るもの、一般セーフガード措置が採られているもの及び発動日前において本邦に向けて送りだされたものには賦課されないこととされた。

表 2-2-1 輸入数量を基準とする特別緊急関税の輸入基準数量

- | |
|--|
| <p>①当該年度の前年までの過去3年間の平均輸入数量（以下、「平均輸入数量」という）が同じ期間の平均国内消費量の10%以下の場合
平均輸入数量の125%に、前年と前々年の国内消費量の差を加えた数量</p> <p>②平均輸入数量が、同じ期間の平均国内消費量の10%を超え30%以下の場合
平均輸入数量の110%に、前年と前々年の国内消費量の差を加えた数量</p> |
|--|

（出所）「関税暫定措置法」（昭和35年法律第36号）第7条の3による。

課税価格を基準とする特別緊急関税は、それぞれの品目の個々の輸入について、課税価格が昭和61～63年（1986～88年）の平均輸入価格等から品目ごとに定められた発動基準価格を下回る場合に発動される（関税暫定措置法第7条の4）。具体的には、課税価格と発動基準価格の差に応じ、あらかじめ定められた方法により算出される税額が、通常関税に追加される。もっとも、課税価格を基準とする特別緊急関税は、関税割当一次税率が適用される輸入に係るもの、国家貿易企業等の輸入に係るもの、一般セーフガード措置が採られている

もの及び輸入数量を基準とする特別緊急関税が課されているものには賦課されないものとされた。

表 2-2-2 課税価格を基準とする特別緊急関税の追加税額

- | |
|---|
| ①発動基準価格と課税価格との差が発動基準価格の10%を超え40%以下の場合 |
| 加算される税額＝(発動基準価格×0.9－課税価格)×0.3 |
| ②発動基準価格と課税価格との差が発動基準価格の40%を超え60%以下の場合 |
| 加算される税額＝(発動基準価格×0.6－課税価格)×0.5＋発動基準価格×0.09 |
| ③発動基準価格と課税価格との差が発動基準価格の60%を超え75%以下の場合 |
| 加算される税額＝(発動基準価格×0.4－課税価格)×0.7＋発動基準価格×0.19 |
| ④発動基準価格と課税価格との差が発動基準価格の75%を超える場合 |
| 加算される税額＝(発動基準価格×0.25－課税価格)×0.9＋発動基準価格×0.295 |

(出所)「関税暫定措置法」(昭和35年法律第36号)第7条の4による。

(3) 個別品目の関税率等の改正

イ 牛肉

牛肉等の関税率については、昭和63年(1988年)の日米・日豪合意に基づき牛肉の自由化が実施された平成3年度(1991年度)に70%に引き上げられ、以降、4年度(1992年度)に60%、5年度(1993年度)からは50%と段階的に引き下げられてきた。ウルグアイ・ラウンド交渉の結果、譲許表(協定税率)では平成5年度からの実行税率である50%が維持されることになったが、交渉の過程における関係国との協議に基づき、国定税率を6年間で50%から38.5%まで引き下げるることとなった。

ウルグアイ・ラウンド合意の実施に伴い、牛肉の関税率が譲許水準を下回って自主的に引き下げられることから、輸入が急増した場合に機動的に対処する必要があり、関税率の引下げに合わせて緊急措置を導入することがウルグアイ・ラウンド交渉の過程において関係国との間で了解された。

緊急措置の内容は、平成7～12年度(1995～2000年度)の各年度において、生鮮等牛肉(生鮮・冷蔵)及び冷凍牛肉のそれぞれについて下記の措置を執るというものである(関税暫定措置法第7条の5)。

- (i) 年度当初から第1四半期から第3四半期までの各四半期の末日までの輸入数量が、当該年度の前年度同期間における輸入数量の117%を超えた場

合、当該年度の末日まで関税率を50%に引き上げる。

- (ii) 年度当初からの輸入数量が、当該年度の前年度輸入数量の117%を超えた場合、当該年度の翌年度の第1四半期において関税率を50%まで引き上げる。

ロ 豚肉

生きている豚（純粹種の繁殖用のもの以外で1頭の重量が50キログラム以上のもの）並びに豚肉及び豚のくず肉（臓器を除く。生鮮、冷蔵、冷凍）については昭和46年（1971年）9月に、ハム、ベーコン等の豚肉加工品については昭和47年（1972年）4月に、それぞれ輸入の自由化がなされていた。豚肉は内外とも価格の変動が激しいため、「畜産物の価格安定に関する法律」（昭和36年法律第183号）に基づき、安定基準価格と安定上位価格から成る価格安定帯を設置する価格安定制度の対象となっており、輸入自由化後は、価格安定制度の円滑な運営に資するため差額関税制度（原則として、課税価格が一定以下までは基準輸入価格と課税価格との差額を関税とする差額関税、一定額を超えると従価税が課される）が採用されてきた。

ウルグアイ・ラウンド交渉において、生きている豚及び豚肉等の差額関税制度は最低輸入価格制度にあたるとして関税化の対象となった。このため、ウルグアイ・ラウンド合意においては、差額関税部分を従量税化し、従価税部分と同様、実施期間において15%の引下げを行うとともに、差額関税部分と従価税部分との境になる分岐点価格についても、基準期間の水準から一定の引下げを譲許した。また、ウルグアイ・ラウンド交渉の過程における関係国との協議の結果に基づき、譲許の範囲内で従前の差額関税の機能を維持し、基準輸入価格を設定するとともに、平成12年度（2000年度）まで分岐点価格を譲許した水準を超えて漸次引き下げることとした。

豚肉輸入の太宗を占める豚部分肉の関税率は下表のとおりである。

生きている豚及び豚肉等については、従前の差額関税制度が関税化されることから、関税化品目に係る特別緊急関税制度が導入されることになった。ただし、課税価格を基準とする特別緊急関税については導入されず、輸入数量を基準とする特別緊急関税だけが導入された（関税暫定措置法第7条の3）。

また、ウルグアイ・ラウンド交渉の過程における関係国との協議の結果、豚肉等の分岐点価格が譲許水準を下回って自主的に引き下げられることから、輸

表 2-2-3 豚肉輸入の太宗を占める豚部分肉の関税率

年度	平成7年度 (1995年度)	平成8年度 (1996年度)	平成9年度 (1997年度)	平成10年度 (1998年度)	平成11年度 (1999年度)	平成12年度 (2000年度)
基準輸入価格(円/kg)	613.34	600.03	586.76	572.95	559.73	546.53
従量税率(円/kg)	552.83	538.67	524.50	510.33	496.17	482
従価税率	4.9%	4.8%	4.7%	4.5%	4.4%	4.3%
従量税適用限度価格(円/kg)	60.51	61.36	62.26	62.62	63.56	64.53
分岐点価格(円/kg)	584.69	572.55	560.42	548.28	536.14	524.00

(注) 「関税定率法」(明治43年法律第54号)第3条(課税標準及び税率)の「関税は、輸入貨物の価格又は数量を課税標準として課する」との規定に基づき、課税標準が価格となる場合の税率を「従価税率」、数量となる場合のものを「従量税率」とした。

豚部分肉の関税(差額関税)は、輸入貨物(豚部分肉)の価格が、表の「分岐点価格」を上回る貨物には従価税率が、表の「従量税適用限度価格」を下回る貨物には従量税率が適用され、輸入価格が「分岐点価格」を下回り「従量税適用限度価格」を上回る貨物については、基準輸入価格と輸入価格との差額が関税として課される。

(出所) 「関税暫定措置法」(昭和35年法律第36号)第7条の6、同法別表第1の3第0203・12及び別表第1の3の2より作成。

入急増に備え、輸入数量が一定水準を超えた場合に分岐点価格を譲許水準まで引き上げる緊急措置が導入された(関税暫定措置法第7条の6)。

ハ 一部の水産物の関税引下げ

水産物は、もともとウルグアイ・ラウンド農業交渉の対象ではなく、「例外なき関税化」の議論の対象になっていなかったという経緯があり、水産物のうち輸入割当を行っている品目については、ウルグアイ・ラウンド交渉において、我が国は引下げオファーを行わなかった。もっとも、冷凍さば、冷凍たらの卵、冷凍たらのすり身及び冷凍いか(もんごういかを除く。)の4品目については、ウルグアイ・ラウンド交渉の過程における関係国との協議の結果、国定税率を5年間で段階的に引き下げることとなった。

具体的には、平成7～11年度(1995～99年度)までの5年間で、冷凍さばについては10%を7%に、冷凍たらの卵及び冷凍たらのすり身については6%を4.2%に、冷凍いか(もんごういかを除く。)については5%を3.5%に漸次引き下げることとした。

二 特惠税率の改正

特惠税率はウルグアイ・ラウンド交渉の対象になっていなかったが、交渉の過程で関係国からの要望を受け、我が国は要望に応ずる意図がある旨を表明し、これに基づいてマンゴー等の熱帯産品12品目について、特惠税率を引下げ又は

新設することとした（関税暫定措置法第8条の2）。

また、ウルグアイ・ラウンド合意の実施に伴って協定税率が段階的に引き下げられる結果、一部の農水産物については、従前の特惠税率を据え置いた場合、協定税率が特惠税率を下回ることとなり、特惠税率の見直しが必要となった。このため、協定税率が特惠税率を下回ることとなる農水産物の特惠税率を、ウルグアイ・ラウンド合意の実施初年度である平成7年度に一括してウルグアイ・ラウンド合意による譲許水準まで引き下げることとした。

なお、関税化されることとなった繭については、関税化の趣旨に鑑み、新たに導入される関税割当制度の二次税率が適用される輸入については特惠関税の適用対象外とされた。これにより、特惠関税の対象となる繭は、関税割当てを受けて輸入されるものに限られることになった。

（4） 関税率体系の見直し

関税定率法に定められている税率（基本税率）は、昭和36年（1961年）の関税率表の大改正の際、当時為替・貿易の両面において自由化を迎えようとしていた我が国が、長期的観点から自由化後の国内産業事情を考慮した水準として設定したものであったが、ウルグアイ・ラウンド関係関税改正前の基本税率はおおむね当時の水準がそのまま維持されていた。一方、関税暫定措置法に定められている税率（暫定税率）については、我が国の経済発展に伴い貿易黒字が拡大するにつれて実施された各種の自主的関税引下げが、多くの場合、暫定税率の引下げによって行われたため、累次にわたり引き下げられ、その後、そのほとんどについて毎年度単純延長が繰り返されてきた。このため、本来短期的観点から設けられた暫定税率が長期にわたり実行税率化し、我が国の関税率水準として定着するなど、基本税率と暫定税率の区分が不明確になりつつあった。この点は、それまでも見直しの必要性が指摘されてきたところであったが、ウルグアイ・ラウンド交渉中は、同交渉への影響が懸念されて、その見直しは見合わせられていた。

また、ウルグアイ・ラウンド合意に沿って協定税率の引下げ（新規譲許を含む）が実施されることとなり、数年後には過半数の品目について協定税率が国定税率を下回る状況となった。このため、協定税率より高い水準となる暫定税率が相対的に多くなるが、協定税率適用国からの輸入に対して適用されなくな

るこれらの暫定税率について、従前どおり毎年度改正を要するのかという問題も生じた。

これらの問題を踏まえ、ウルグアイ・ラウンド交渉が決着し、見直しの環境が整ったことから、関税率体系の整理・合理化が行われることになった。

まず、基本税率については、原則として平成6年（1994年）改正前の実行税率の水準を基本税率とすることとされた。例えば、改正前において暫定税率が実行税率であった場合は、毎年度の見直しの結果、当該暫定税率が我が国の関税率水準として定着していることに鑑み、当該暫定税率の水準を基本税率とすることを原則として見直しが行われた。

こうした見直しの結果、暫定税率は大幅に簡素化され、改正後の暫定税率は、国定税率を段階的に引き下げる（ステージング）牛肉、豚肉及び一部の水産物をはじめ、関税割当品目や農産物の関税化対象品目など特例的な場合に限定して設定されることとなった。基本税率の設定数は、改正前には5548品目であったが、改正後は6767品目に増加し、暫定税率の設定数は、改正前には5786品目であったが、改正後は369品目へと大幅に縮小された。

（5） 特殊関税制度の整備

ウルグアイ・ラウンド交渉の結果、ガットの一般協定に定められていた特殊関税制度等（不当廉売関税、相殺関税、セーフガード）に係る貿易ルールについては、基本的枠組みは現行どおり維持したうえで、各制度の濫用を防ぎ、公正な運営を確保する観点から、ダンピング防止協定及び補助金・相殺措置協定を改正するとともに、セーフガード協定を新設し、各措置の運用基準の明確化、発動期間の上限の設定、調査手段等、関連規定の整備が図られた。

また、ガットの一般協定上の紛争処理に関する基本的枠組みは現行どおり維持しつつ、新たに統一紛争解決手続が策定され、WTO 協定の下での貿易紛争については当該手続に沿って処理されることとなった。

我が国としては、引き続き自由貿易の推進を通じて世界経済の発展・活性化を図っていくという見地から、不公正貿易を防止する手段としての特殊関税制度の円滑な運用を行うとともに、これらの制度の濫用や恣意的運用を避けることが必要であり、そのため、規律の強化や国際的ルールに沿った厳格な運用を行うことが重要であるという考え方の下、我が国の特殊関税制度について関税

定率法の改正が行われた。なお、その際、複関税は、我が国に最恵国待遇の便益を与えない国の貨物に対して従価100%の範囲内で課する割増関税であるが、当時の状況から必要性に乏しいとして廃止された。

法改正の具体的な内容は下記のとおりである。

イ 相殺関税

相殺関税とは、補助金の交付を受けた貨物の輸入によって、我が国の産業が損害を被ることを防止するため、補助金額の範囲内で課される関税である。

補助金・相殺措置協定の改正に沿って、相殺関税制度の適用対象となる補助金の範囲の明確化を行ったほか、課税・調査手続の規律が強化され、課税期間の上限設定、調査期間の上限設定、暫定措置発動までの期間制限の設定並びに課税の見直しに関する規定の整備が行われた（関税定率法第7条改正）。

ロ 不当廉売関税

不当廉売関税とは、正常価格（輸出国等の国内販売価格等）より低い不当廉売価格による貨物の輸入によって、我が国の産業が損害を被ることを防止するため、正常価格と不当廉売価格の差額（ダンピング・マージン）の範囲内で課される関税である。

ダンピング防止協定の改正に沿って、課税・調査手続の規律が強化され、課税期間の上限の設定、調査期間の上限の設定、暫定措置発動までの期間制限の設定、新規輸出者に対する課税に関する規定の新設、還付手続の規定の整備並びに課税の見直しに関する規定の整備が行われた（関税定率法第8条改正）。

ハ 緊急関税

緊急関税とは、輸入が急増した貨物が国内産業に重大な損害を与える場合に、内外価格差の範囲内で課し、若しくは関税の譲許を撤回又は修正の上課する割増関税である。

セーフガード協定の新設に沿って、緊急関税の発動手続について、発動期間の上限の設定、発動措置の漸進的緩和、対抗措置の停止及び暫定措置の適用に関する規定等が設けられた（関税定率法第9条改正）。

二 報復関税

報復関税とは、我が国の貨物等が差別的扱いを受けている場合に、従価100%の範囲内で課する割増関税である。

WTOの紛争解決制度を踏まえ、WTO協定に照らして我が国の利益が侵害さ

れている場合等に、WTO 紛争解決機関による承認の範囲内で、従価100%以下の割増関税を課することができる旨の規定が新設された（関税定率法第6条）。なお、WTO 非加盟国に対して措置を発動する場合等のように、WTO 紛争解決手続の対象とならない場合に備えて、改正前の規定もそのまま維持されることとなった。

（6） 知的財産権侵害物品の水際取締制度

ウルグアイ・ラウンドにおいて合意された「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」（TRIPs 協定：Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights）においては、知的財産権の保護の強化とともに、知的財産権侵害物品の水際取締手続が規定されている。具体的には、輸入者及び権利者に対する輸入差止め、侵害物品該当性の有無等の通知を行う等の知的財産権侵害の認定手続の整備、商標権者又は著作権者が自己の権利を侵害するおそれがある貨物の輸入差止めにつき、権限ある当局（我が国の場合は税関がこれに該当する）に対して申立てを可能とする手続の採用、権限ある当局に輸入者保護等のために申立人に担保の提供を命ずる権限を付与する等の規定がある。

これらの規定を我が国において実施するため、関税定率法第21条の改正が行われた。

イ 侵害認定手続

税関では、従来から知的財産権に係る侵害の認定に際しては、実務運用上、権利者及び輸入者の両当事者から意見を聴取する等、透明性に配慮した手続が行われてきた。平成6年（1994年）の関税定率法改正により知的財産権を侵害する貨物に該当するか否かを認定するための手続（侵害認定手続）が法定化され（第21条第1項第5号、第4項以下、第21条の2）、一層の透明化が図られることとなった。

具体的な手続は以下のとおりである。

（イ） 認定手続開始の権利者及び輸入者への通知

税関長は、輸入されようとする貨物のうちに知的財産権を侵害する貨物があると思料するときは認定手続を開始し、その旨を権利者及び輸入者に通知する（第21条第4項）。この際、「侵害と認定された場合には没収して廃棄することがある」旨があわせて通知されるが、輸入禁制品である知的

財産権侵害物品の没収に係るデュー・プロセスを確保する趣旨から、認定手続を経た後でなければ当該物品を没収・廃棄することができない旨の規定も整備された（同条第5項）。

- (ロ) 認定手続における権利者・輸入者に対する証拠の提出・意見を述べる機会の付与

これは、TRIPs 協定における「本案についての決定は、当事者が意見を述べる機会を与えられた証拠にのみ基づく」等の規定を踏まえて新設された規定である。申立てにより認定手続がとられる場合（第21条の2第1項）のみならず、税関長の職権により認定手続がとられた場合にも同様の取扱いが認められている（第21条第4項、関税定率法施行令第61条の3第1項及び第2項）。

- (ハ) 申立てにより認定手続がとられた場合の貨物に係る点検の機会の付与（第21条の2第4項）

- (ニ) 認定結果の権利者及び輸入者への通知（第21条第6項）

- (ホ) 認定手続中に輸入者が貨物を自発的に処理した場合の特例

認定手続中に、輸入者が当該貨物を廃棄、滅却又は積戻しをする等により自発的に処理し、当該貨物が輸入されないこととなった場合には、その旨を権利者に通知し、認定手続を取りやめる旨の特例規定が設けられた（第21条第7項）。

- (ヘ) 侵害と認定された貨物の没収と廃棄（第21条第2項）

□ 輸入禁制品に係る認定手続の申立て制度（輸入差止申立て制度）

TRIPs 協定において、商標権及び著作権（著作隣接権を含む）について権利者から権限ある当局に対する輸入差止申立てを可能とする制度を導入することが義務付けられた。これを受け、商標権、著作権及び著作隣接権について、税関が職権で行う従来からの取締りに加え、権利者から税関長に対し、自己の権利を侵害すると認める貨物について輸入禁制品に係る認定手続の申立てができる制度が導入された（第21条の2）。認定手続中は当該貨物の輸入が許可されない上、申立ての結果侵害物品と認定されれば、当該貨物は輸入禁制品として没収・廃棄されて国内に流通することはなく、これを実務上「輸入差止申立て」と呼んでいる。

これにより、商標権、著作権及び著作隣接権については、新たに導入された

輸入差止申立てに基づく取締りと、従来からの税関の職権による取締りが併存することになった。知的財産権の権利者は、一般に最も多くの情報を有していることに鑑み、権利者による申立て制度を導入することで、知的財産権侵害物品を一層効果的、効率的に取り締まることが可能になるが、他方で、知的財産権侵害物品の水際取締りは、権利者保護の観点のみならず経済秩序の維持等の公益保護の観点からも行われるものであり、その実効性を確保するためには税関の職権による取締りもあわせて存続させる必要があった。なぜなら、権利者の意向に係る申立ては全ての侵害物品について行われるとは限らないため、取締対象を輸入差止申立てがなされたものに限定してしまうと、税関職員の知識・経験から明らかに侵害物品であるものが発見された場合に対応することができなくなり、それでは公益保護という目的を達成できないばかりか、TRIPs協定の精神である水際取締りの強化を図るという趣旨にそぐわないからである。

ハ 申立て担保制度

TRIPs 協定においては、権限ある当局は、輸入差止申立人に対し、輸入者及び権限ある当局の保護並びに申立ての濫用を防止するために十分な担保又は同等の保証を提供させる権限を有していなければならないとされている。

これを受けて、権利者の申立てに基づいて認定手続が開始された場合、税関長は、認定手続が終了するまでの間、貨物が輸入されないことにより輸入者が被るおそれのある損害を担保するため必要があると認めるときは、申立人（権利者）に対して相当と認める額の金銭の供託を命ずることができることとされた（第21条の3第1項）。また、権利者は金融機関等と支払委託保証契約を締結することで、金銭の供託に代えることができるとされた（同条第5項）。申立人が供託すべき旨の命令に従わなかった場合、税関長は認定手続を取りやめることができ、取りやめた場合にはその旨を権利者及び輸入者に通知するものとされた（同条第10項、11項）。

二 回路配置利用権を侵害する物品の輸入禁制品への追加

回路配置利用権とは、「半導体集積回路の回路配置に関する法律」（昭和60年法律第43号）に基づいて、半導体集積回路における回路素子及びこれらを接続する同線の配置（回路配置）を利用する権利をいう。回路配置利用権者は回路配置の設定を登録することにより、登録回路配置を利用する権利を専有できるとされている。

関税定率法の改正により、回路配置利用権を侵害する物品が輸入禁制品に追加されたが（第21条第1項第5号）、その理由は、(i)我が国の経済にとって重要度の高い半導体集積回路の開発には莫大なコストが必要であり、当該回路配置を開発した者の権利を保護するため「半導体集積回路の回路配置に関する法律」が制定されていること、(ii)同法制定以来10年を経て、海外において我が国メーカーの回路配置利用権を侵害する事例が発生し、我が国の産業界において、今後増大するおそれが高い模造品の輸入につき強く懸念する声があること、(iii)大蔵省においても、回路配置利用権を侵害する物品を輸入禁制品に追加することにより当該物品の効果的な水際取締りが可能となり、その輸入に対する牽制効果、抑止効果が期待できると判断されたこと、(iv)このような対応は、TRIPs協定において回路配置利用権が知的財産権の一つとして掲げられ、国際的に回路配置利用権の保護強化が合意されており、権利者の内外を問わず、我が国において登録された回路配置利用権の侵害物品を取り締まることは国際的な期待に応えるものと考えられること、更に、(v)回路配置利用権は知的財産権の一つとして既に国内的、国際的に認知されているところ、特許権等の権利侵害物品が輸入禁制品とされており、他の知的財産権の保護との均衡を図る必要があること、である。

2 ウルグアイ・ラウンド関連以外の関税率の改正

ウルグアイ・ラウンド関連以外の関税改正として、日米合意に基づき、平成5年度（1993年度）にコーングリッツとポテトフレークの関税引下げが行われた。これにより、コーンフレーク原料のコーングリッツが25%から16.2%に、成型ポテトチップス用ポテトフレークが25%から20%に、それぞれ関税率の引下げが行われた。

平成6年度（1994年度）には粗糖の関税引下げ、自動車部品5品目の関税撤廃が行われたが、ウルグアイ・ラウンドの実施を控えていたため、大きな改正は行われなかった。

ウルグアイ・ラウンド実施後の、平成8年度（1996年度）には、APEC 大阪会議（平成7年（1995年）11月）において提示した「当初の措置」を実施するため（詳細については、第4節6（4）ハ参照）、鉱工業品697品目について、ウルグ

アイ・ラウンド合意に基づく関税引下げの実施を実行税率ベースで約2年間前倒しし、平成10年（1998年）1月から適用することになっていた関税率を平成8年4月から適用することとなった。また、国内絹織物業の状況を踏まえ、絹織物の原料である生糸のうち農林水産大臣の認定を受けて輸入するもの等の関税（7.5%）及び絹糸の関税（6%）が撤廃されることとなった。これに伴い、生糸を生産する製糸業への影響に鑑み、繭の関税割当一次税率（暫定税率140円/kg、特惠税率70円/kg）も撤廃することとされた。

3 その他の関税制度の改正

（1） 少額輸入貨物に対する簡易税率制度の導入

平成5年度（1993年度）関税定率法改正により、郵便物や小口急送貨物の輸入の急増に対応し、輸入通関の迅速化及び課税事務の省力化による社会悪物品の水際取締りの強化を図るため、課税価格の合計額が10万円以下の少額貨物については、関税率表の大まかな品目分類ごとの平均的な関税率水準に応じ、原則として20%、15%、10%、5%、3%の5税率に統合された簡易税率を適用することとした。

ただし、国内産業事情等から、簡易税率を適用することが適当でない品目については、簡易税率の適用対象から除外された。

（2） 取締機能強化のための制度改正

ウルグアイ・ラウンド関連の関税改正に係る平成6年度（1994年度）の関税定率法改正により、向精神薬及び拳銃等の輸入禁制品への追加が行われた。

向精神薬及び拳銃等は社会公共の利益を害する物品であり、税関においても従来から社会悪物品として麻薬類と同様に厳しく取り締まっていたところである。従来、これらの物品の密輸入に対しては、関税は脱罪（関税法（昭和29年法律第61号）第110条）又は無許可輸出入罪（同法第111条）を適用していたが、郵便物については輸入許可制の適用がなく、関税は脱罪によってのみ対応せざるを得ないのが実情であった。

しかしながら、向精神薬、銃砲弾、拳銃部品等は、低価格の場合には関税が発生せず、密造品は価格鑑定不能としては脱関税額が確定できない場合等があ

り、しかも、国際郵便を利用したこれらの物品の密輸入に対しては関税法上の罰則が適用されず、取締上不都合が生じることがあった。また、ウルグアイ・ラウンド合意によって、向精神薬は関税が撤廃される医薬品に分類され、その密輸入に対して関税は脱罪が成立しないこととなり、国際郵便を利用した向精神薬の密輸入事犯には関税法上何らの罰則も適用されない状況となった。そこで、このような取締上の不都合を取り除き、効果的、効率的な取締りを強化するため、向精神薬及び拳銃等が輸入禁制品に追加されることとなったものである。

更に、関税法及び関税暫定措置法に定める罰金刑の多額を一律10倍に引き上げる改正も行われた。

関税法及び関税暫定措置法に定める罰金刑の多額については、法制定時から据え置かれたままであったが、刑法等の罰金刑の多額は10倍程度に引き上げられており、罰金水準の均衡を失する状況となっていたこと、ウルグアイ・ラウンド合意に基づき知的財産権侵害物品の取締りの充実を図るに当たり、特許法等の国内法に比して罰金額が著しく低いものであったこと等に鑑み、関税法等の違反に対する水際における制裁効果の確保を図るため、罰金額が引き上げられることとなった。具体的には、関税法に定める罰金刑の多額が3万円、5万円、10万円、20万円、30万円又は50万円、関税暫定措置法に定める罰金刑の多額が5万円、20万円又は50万円とされていたものを、一律10倍に引き上げることとし、関税法では、30万円、50万円、100万円、200万円、300万円又は500万円に、関税暫定措置法では、50万円、200万円又は500万円とされた。

(3) 地方消費税導入に伴う関税制度改正

平成6年(1994年)12月、地方税法(昭和25年法律第226号)が一部改正され、従来の消費譲与税に代えて、地方消費税(道府県税)が創設された(平成6年法律第111号)。地方消費税は、都道府県が課する地方税であり、輸入取引に対して課する貨物割と国内取引に対して課する譲渡割がある。

輸入取引に対する地方消費税(貨物割)の課税は、国産品との関係で、税制上国際競争力の中立性確保の観点から設けられた。輸入の水際で課税を行う必要上、国の消費税と同様に税関がこれを行うことが合理的であるため、輸入貨物に係る地方消費税の賦課徴収は恒久的に税関に委託された。譲渡割について

も、納税者の事務負担等を勘案し、当分の間、税務署に委託されており、都道府県は徴収取扱費を国に支払うことになっている。

地方消費税は、消費税額を課税標準とし、税率は25%である。

地方税法上、税関、税務署が地方消費税の賦課徴収を行う場合は、「消費税の賦課徴収（申告、納付、還付）の例により、消費税の賦課徴収（申告、納付、還付）と併せて行う」こととされている。したがって、地方消費税の賦課徴収は、常に消費税の賦課徴収と一体で行われ、どちらか一方だけが納付、還付されることはなく、地方消費税に係る不服審査、犯則事件の調査、処分等も国が扱う仕組みとなっている。

貨物割は、課税貨物（消費税が非課税・免税のものを除く。）を保税地域から引き取る者に対し、当該保税地域の所在する都道府県が課する。ただし、保税地域を経由せずに輸入される貨物等については、当該貨物に係る消費税を賦課徴収する税関長の所属する税関（本関）の所在する都道府県が課する。

地方消費税の導入に伴う関税法等の改正点は、従来、郵便物に係る関税・内国消費税の納付は印紙をもって行うこととされていたが、地方消費税の場合、都道府県ごとの印紙を用意する必要があるなど印紙納付が事実上困難であることから、関税、内国消費税及び地方消費税についていずれも現金で納付することとされた。また、関税・内国消費税を納付すべき外国貨物については、原則として、税の納付後でなければ輸入を許可しないこととされているが、地方消費税についても同じ扱いとすることとなった。更に、旅客が入国の際に携帯、別送して輸入する貨物に適用する簡易税率は、関税及び内国消費税の率を統合したものを基礎として算出されるが、地方消費税の率もこの算出の基礎に含められることとされた。ただし、内国消費税と同様に、簡易税率が適用される貨物には地方消費税は課されることはない。

（４） 阪神・淡路大震災への対応

平成7年（1995年）1月に発生した阪神・淡路大震災は、阪神・淡路地区に甚大な被害をもたらした。関税局・税関は、地震が発生した1月17日に関税局内に税関関係災害対策本部を設置し、税関手続の弾力的対応を行うこととし、震災直後より諸外国からの救援物資の免税輸入手続、震災により損傷した被災貨物の関税の減免還付措置等を、休日の通関業務の実施を含め簡易かつ迅速に

処理できるよう、措置された。

更に、震災により被災した者や被害を受けた貨物について緊急に対応するため、当時の制度では対処できなかった関税の納期限の再延長、各種手数料の減免について、震災被災者救済に係る特別立法である「阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」（平成7年法律第11号）により措置した。災害の発生により関税の納付を行うことができない場合の納期限の延長等、緊急救援物資及び災害により被害を受けた貨物を執務時間外に通関する際の臨時開庁手数料の免除等の制度については、平成8年度（1996年度）の関税法改正により恒久化された。

第3節 税関業務の進展

1 監視・取締体制の強化

(1) 場内麻薬探知犬（パッシブドッグ）の導入

麻薬探知犬については、昭和54年（1979年）6月に米国から導入した2頭が東京税関に配置されたことをはじめとして、その後、全国の空港官署に配置された。当初導入された麻薬探知犬はアグレッシブドッグと呼ばれる種類で、空港の旅具検査場のバックヤードでベルトコンベアーに乗せられる機内預け貨物につき薬物を探知した場合、薬物の臭跡のある貨物に飛びかかるなど積極的に反応するものであった。

平成5年（1993年）9月には、旅客の身辺やハンドキャリー貨物に隠匿する密輸手口の増加に対応するため、旅具検査場において使用するための場内麻薬探知犬（パッシブドッグ）3頭が成田空港に試験的に導入された。これは、薬物を探知した場合、その場に座り込む等の行動をとって探知の事実を担当者に知らせるよう訓練されており、検査場内での旅客の身辺に対する検査に適している。成田空港での導入成果を踏まえ、場内麻薬探知犬の配備は増加され、平成7年（1995年）には約50頭が全国の税関に配備され、旅客の携帯品検査に利用されることとなった。

(2) 監視カメラシステムの導入

平成8年（1996年）3月に、全国の主要港の埠頭内に夜間でも監視可能な高感度カメラ（固定式埠頭監視カメラシステム）が設置され、船舶、乗組員及び訪船者の動静を24時間モニタリングし、外国との間を往来する船舶の取締りが強化された。この固定式埠頭監視カメラシステムは、肉眼では確認不可能な暗闇であっても人物あるいは車両等を判別することが可能であり、かつ、コンピュータシステムと組み合わせることで、自動的に警報を発する機能を備えている。また、固定式埠頭監視カメラシステムが設置されていない埠頭や地方港においては、高感度カメラシステムを搭載した車両（移動式高感度カメラシス

テム）が導入された。

2 輸入通関の簡素化・迅速化

（1） 予備審査制の改善

我が国では、輸入貨物の迅速な引取り及び税関事務の効率化を図る観点から、昭和63年（1988年）4月に「搬入前予備審査制」が導入されていたが、平成2年（1990年）6月の日米構造問題協議最終報告において、我が国は、輸入貨物の流通システムにおけるより一層の迅速な引取りを確保する方策として、搬入前予備審査制の拡充及び手続の簡素化を図ることを表明した。具体的には、平成3年（1991年）4月から、制度の名称を「予備審査制」に変更し、対象貨物の拡大、提出書類の簡素化等の大幅な改善措置が講じられた。

予備審査制については、海上貨物は平成3年10月から、航空貨物は平成5年（1993年）2月から、それぞれNACCSに組み込まれることになり、NACCSによる予備審査が可能となった。海上貨物についてはこの時点では暫定仕様での処理であったが、平成6年（1994年）3月に仕様を変更し、処理機能の向上が図られた。

更に、「総合経済対策」（平成6年2月8日経済対策閣僚会議決定）により、平成6年3月には提出書類のさらなる簡素化を行い、それまで予備申告時と本申告時の2回にわたり提出するとされていた申告控を、申告内容に変更がない場合には本申告における提出を省略できることとした。同年4月からは、予備審査の対象貨物について、従来は特惠関税日別管理品目に該当する貨物を対象外としていたが、全ての貨物をその適用対象貨物とすることとした。加えて、「規制緩和推進計画」（平成7年3月31日閣議決定）により、平成7年（1995年）4月からは、執務時間外の予備申告をシステムで自動受理し、システムを通じた審査区分（簡易審査、書類審査、現物検査）の通知を行うこととした。

こうして、予備審査制を利用すれば、貨物到着前に税関における書類審査が終了することから、税関検査を要しない貨物については保税地域への搬入後速やかに輸入許可が得られることになり、輸入貨物の国内への迅速な引取りが可能となった。また、検査の要否が事前通知されるため、貨物引取りのためのトラック手配等の事前準備も可能となった。

予備審査制の利用状況を見ると、制度改善前の平成2年の段階では月平均5000件程度であった利用件数は、平成8年（1996年）には月平均8万2500件と大幅に増加した。特に、航空貨物の利用件数は、小口急送貨物の増大等により、平成3年には月平均3000件程度であったものが、8年には月平均6万2500件程度と20倍強の伸びとなった。

（2） 到着即時輸入許可制度の導入

輸入貨物のうち航空貨物については、特に迅速な通関処理が内外から強く要請されており、税関としても従来からこのようなニーズに対応するため、予備審査制の導入等各種の措置を講じてきた。

しかしながら、関税法上、輸入申告は原則として貨物を保税地域に搬入した後に行うこととされており（第67条第2項）、保税地域への貨物の搬入には一定の時間を要するとともに、予備審査制を利用しても本申告は貨物が保税地域に搬入されてから行われるため、貨物が空港に到着してから輸入許可を得るまでに長時間を要する場合がなお生じ得た。

このため、本邦に迅速に引き取る必要がある航空貨物であって、予備申告が行われた貨物のうち、税関による審査の結果、取締り上支障がないものとして検査が不要とされた貨物については、保税地域に搬入することなく、貨物の到着が確認され次第、正規の輸入申告を行えば直ちに輸入を許可する制度（到着即時輸入許可制度）が平成8年度（1996年度）から導入されることになった。

到着即時輸入許可制度の対象貨物は、貨物が到着する予定の税関空港又はエアカーゴターミナルを管轄する官署にNACCSを使用して予備申告を行ったもののうち、当該予備申告の結果検査が不要とされた貨物（簡易審査扱い及び書類審査扱いで審査が終了しているもの）であって、輸入者が到着即時輸入申告扱いを希望する旨をAir-NACCSに入力した貨物である。到着即時輸入申告扱いを希望する貨物が本邦に到着し、積荷目録情報航空会社により登録されれば、自動的に輸入申告処理が行われ、輸入申告内容と積荷目録情報登録内容が一致すれば、直ちに輸入が許可される。もっとも、他法令対象貨物については、原則として本制度の対象とはならない扱いとされた。

（３）通関担保の簡素化

消費税導入時に新設された納期限延長制に係る担保管理は、当初は各通関官署ごと、税科目ごとに行われてきたが、平成3年（1991年）10月には一本の担保を関税、消費税の両税に共通して使用することが可能とされ（共通担保）、担保残高に不足が生じた場合には、新たな担保に設定替えすることなく、不足額に相当する担保を追加提供すればよいものとされた（追加担保）。

また、平成7年（1995年）4月から、規制緩和の一環として、一つの担保を一つのSea-NACCS導入税関官署に提供することにより、全てのSea-NACCS導入税関官署において包括納期限延長が可能になる「全国一括担保制度」が導入された。同年11月からは、Air-NACCS導入税関官署においても、全国一括担保制度が導入された。

（４）他省庁の輸入手続との連携

日米構造問題協議最終報告に基づき、輸入手続の迅速化・適正化に向けての施策を講ずるに当たり、各省庁間の連絡・調整を行うことを目的として、平成2年（1990年）9月、輸入手続関連省庁連絡会議が発足した。メンバーは、内閣外政審議室、外務省、大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省及び経済企画庁の担当課長である。平成5年（1993年）10月には地方レベルの関連省庁連絡会議も設置され、関係省庁の連絡・調整体制が整備された。

輸入手続関連省庁連絡会議では、輸入手続の一層の迅速化を図るに当たって必要な改善措置を講じていく上での参考とするため、貨物の到着から輸入許可までの「通し」の所要時間調査を平成3年（1991年）2月（第1回）から実施した。また、ファックス等による輸入手続関連省庁間連絡ネットワークの整備や税関検査と他法令検査の同時並行処理の実施等、我が国の市場へのアクセス改善に向けた施策を実施するとともに、食品衛生法（昭和22年法律第233号）（厚生省）、植物防疫法（昭和25年法律第151号）及び家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）（農林水産省）に該当する貨物の輸入に際し、輸入者及び検疫所等が行っている輸入手続の電算処理化を前提に、税関の通関手続システムであるNACCSとのインターフェース化（他法令処理システムとNACCSを接続し、他法令承認の有無等の情報を直接NACCS処理に反映させることをその内容とする。）を行い、一層の迅速化を図ることとした。

食品衛生法に基づく手続を行う厚生省の「輸入食品監視支援システム (FAINS)」は、平成8年(1996年)2月から稼働していたが、平成9年(1997年)2月から NACCS とのインターフェース化が実施された。また、植物防疫法、家畜伝染病予防法に基づく手続を行う農林水産省の「輸入植物検査手続電算処理システム (PQ-NETWORK)」、「動物検疫検査手続電算処理システム (ANIPAS)」と NACCS とのインターフェース化は平成9年4月から実施された。

貨物の到着から輸入許可までの「通し」の所要時間調査は、平成3年2月、平成4年(1992年)2月、平成5年3月、平成8年3月の4回にわたり行われた。海上貨物の場合、貨物の到着から輸入許可までの所要時間は第1回調査では168.2時間、第4回調査では95.1時間となり、ほぼ半分程度に短縮され、大幅な迅速化が図られていることが確認された。航空貨物の場合も、第1回調査では52.6時間、第4回調査では46.3時間となり、1割程度の時間短縮が確認された。

(5) 税関分野における規制緩和への対応

平成7年(1995年)3月31日、「規制緩和推進計画」が閣議決定された。これは、我が国の経済社会を国際的に開かれたものとし、自己責任原則と市場原理に立つ自由な経済社会としていくことを基本として、①消費者の多様なニーズに対応した選択の幅の拡大、内外価格差の縮小等により、国民生活の質の向上を図る、②内需の拡大や輸入の促進、事業機会の拡大等を図り、対外経済摩擦の解消等に資する、③国民負担の軽減、行政事務の簡素化を図る等の観点から、今後の規制緩和に関する中期的かつ総合的なアクション・プランであり、基準・認証、輸入等関連として計31項目の措置が講じられることとなった。

税関の通関事務関連として、具体的には以下の項目が挙げられる。

- イ 一定の航空貨物を保税地域に搬入することなく貨物の到着と同時に許可を行うことのできる制度(到着即時輸入許可制度)の導入(平成8年4月実施)
- ロ 税関の執務時間外における行政需要の増加が見込まれる成田、関西空港以外の主要空港における執務時間外の業務処理体制の整備(平成7年4月実施)
- ハ 成田空港に到着する輸入貨物の通関場所(成田地区又は原木地区)の選択の自由化(緊急貨物は成田地区、一般貨物は原木地区という通関場所の仕分基

準の解消）（平成7年度末実施）

ニ 食品衛生法等の輸入手続の電算システム化及び当該システムと NACCS とのインターフェース化の推進（平成8年度末実施（厚生省））

計画に係る項目は、全体として平成7年度末には約9割が措置済みとなるなど、着実に実施された。

3 特殊関税の課税

特殊関税については、中国産フェロシリコマンガンに対する不当廉売関税の課税が、平成5年（1993年）2月から実施されていたが、同年12月に日本紡績協会からパキスタン産綿糸に対する不当廉売関税の課税の求めがなされ、平成6年（1994年）2月以降1年半にわたる調査の結果、平成7年（1995年）8月から不当廉売関税を課税することとなった。もっとも、パキスタン産綿糸に対する不当廉売関税については、平成8年（1996年）2月にパキスタンの新規供給者3社から課税の見直しの求めがなされ、調査の結果、同年9月に当該3社に対する不当廉売関税は変更、廃止された。

1 ウルグアイ・ラウンド

(1) 実質合意に向けて

平成5年(1993年)7月の東京サミットに先立ち、米国、EC、カナダ、日本の四極通商大臣会議が開催され、一部の関税の相互撤廃を含む大胆な鉱工業品の関税引下げに関するパッケージが合意された。東京サミットにおいて当該合意が確認され、これを機に交渉が大幅に進展することとなった。蒸留酒の関税相互撤廃に関し、我が国がその一部に限り受入れの可能性を表明したことから、合意に向けての流れが加速し、下記の内容で合意に達することができ、これがサミットで首脳に報告された。

表 2-2-4 四極通商大臣会議における合意事項の概要

項目	合意内容
鉱工業品	○関税・非関税措置の撤廃—— ——医薬品、建設機械、医療機器、鉄鋼、ビール、家具(全品目が撤廃の対象) ——農業機械、蒸留酒(一部が撤廃の対象外) ○関税率の上限を各国で統一(ハーモニゼーション)—— 化学品 ○税率15%以上の関税は5割カットを目標(例外が認められる) ○その他の関税引き下げ—— 平均で少なくとも1/3カット
サービス	○金融—— より開かれた金融サービス市場に向けて進展があった。 ○基本テレコム—— ラウンド終了後交渉を継続して自由化を追求する。 ○海運、オーディオ・ヴィジュアル(映画・放送) —— 満足のいく解決に向けて引き続き努力する。

(出所) 筑紫勝磨編著『ウルグアイ・ラウンド』45ページ。

その後の交渉は、ECの主要農業国であるフランスが、平成4年（1992年）11月のECと米国によるブレアハウス合意に強く反対し続けていたため、ECと米国の間で再交渉が行われるなど紆余曲折をたどった。しかしながら、同月に開催されたAPECの非公式首脳会議において合意に向けて弾みがつけられるなど、真剣な努力が続けられ、米を中心とする農業の包括関税化の問題、あるいは

ECの農業補助金の取扱いの問題等の重要問題について辛うじて妥協がなされ、同年12月15日に事務レベルにおいて実質合意が成立、同日午後7時36分、ピーター・サザーランド貿易交渉委員長（ガット事務局長）が高らかにその旨を宣言した。ここにおいて、7年3カ月に及んだウルグアイ・ラウンド交渉が実に実質的に終了することとなった。参加119か国・地域の代表から成る貿易交渉委員会（TNC：Trade Negotiations Committee）で最終合意文書テキスト案が採択された。

我が国や韓国等が強く反対し続けていた「例外なき関税化」に関しては、同テキスト案において、一部品目の非関税措置について一定条件の下で6年間、関税化を実施しない特例措置が認められた。

この実質的合意を受け、参加国・地域の署名が平成6年（1994年）4月12～15日にモロッコのマラケシュにおいて行われることとなり、同年に入り、協定案文の技術的な調整と各国譲許表案の検証作業が開始された。また、同時並行で、ウルグアイ・ラウンドを正式に終結させるための閣僚宣言案（「マラケシュ宣言案」）についても検討が進められ、同年3月末までにはほぼ全ての作業が終了した。

（2）マラケシュ会合

マラケシュ閣僚会議は、予定どおり平成6年（1994年）4月12日に開幕し、参加各国、地域からラウンド終結を祝う演説等が行われた。我が国からは羽田孜外務大臣が演説に立ち、ラウンド交渉の終結は世界の経済秩序に対する信認を高めるものであること、我が国は鉱工業品等の大幅関税引下げや農業協定の受入れ等、最大限の貢献を行ったなどの点を訴えた。

会議最終日である4月15日には、策定された諸協定、WTO設立協定、ラウンド結果を収録する最終文書、閣僚レベルの交渉終了宣言であるマラケシュ宣言などが採択され、各国代表が署名を行った。

最終文書本文によれば、

- ① TNCのメンバーである政府及びEC代表は、最終文書に添付されているWTO協定、閣僚宣言及び決定、並びに金融サービスの約束に関する了解が交渉の結果を表していることに合意する
- ② 代表は、1995年1月1日までに又はその後できるだけ速やかに発効させ

るために、全ての参加国がWTO協定を受諾することが望ましいことに合意する

こととされ、最終的交渉結果の取りまとめとWTO創設に向けた取組みが開始された。

その後、各国の間で譲許表の確認作業あるいは法的なチェックなど、広範囲にわたる事項についての合意確認という極めて煩雑な作業の後、WTO協定は平成7年（1995年）1月に発効した。

大蔵省関税局は、外交交渉の責任者である外務省や、通商交渉の責任者である通商産業省、また農業交渉の責任者である農林水産省と並んで、関税制度、関税率制度、あるいは交渉全体の調整役として、交渉の開始以来中心的な役割を果たしてきた。大蔵省関税局の基本的スタンスは、「グローバリゼーションの大きな流れの中で、多角的貿易体制を維持していくことが我が国の国益にかなうものであり、この交渉の成功裏での決着に向けて努力していく」ということであった。また、あわせて大蔵省所管物資である酒、たばこの関税率の問題、あるいは金融サービスの取扱いについて、大蔵省の窓口として内部の取りまとめを行うという役割も担った。

2 ウルグアイ・ラウンドの主な合意内容

ウルグアイ・ラウンドの主な合意内容は、以下のとおりである。

（1）鉱工業品の関税引下げ

関税率を5年間（1995～99年）で、少なくとも貿易加重平均で33%引き下げることが合意された。更にその枠組みの中で、日本、米国、EC、カナダ等主要国は、医薬品、建設機械、医療機器、鉄鋼、家具（例外あり）、農業機械（例外あり）、紙・パルプの7分野の関税を、原則として5年をかけて撤廃する、ただし、医薬品は即時撤廃（表2-2-5参照）、鉄鋼、紙・パルプについては例外扱いが合意された。なお、関税撤廃品目としては、上記のほか、農産品に分類されるビール及び蒸留酒（ウイスキー、ブランデー）が、それぞれ8年、10年をかけて関税を撤廃することが合意された。

また、化学品の関税率の上限を品目ごとに0%、5.5%、6%の関税率に統一

すること（ハーモニゼーション）が合意された。

これらの交渉結果を踏まえて、我が国が行った鉱工業品に関する関税引下げオファーについては、3.のとおりである。

表 2-2-5 医薬品の関税撤廃

世界の医薬品貿易量の9割を占める国々（日本、米国、EU等22か国）の間で、医薬品関連産品に係る国際貿易を促進し、各国国内での安価な医薬品の入手を可能とし、医薬品の製造・開発の際の原材料に係るコストを削減することなどを目的として、以下に該当する医薬品関連産品の関税を撤廃することが合意され、各国の譲許表に盛り込まれた。

- ① 第30類に分類される全品目
- ② 第29.36項（ビタミン）、第29.37項（ホルモン）、第29.39項（カフェイン等）及び第29.41項（抗生物質）に分類される全品目
- ③ 世界保健機関の「国際一般名称」（INN：International Nonproprietary Names）リストに掲載されている品目
- ④ ③の品目の誘導体（塩、エステル及び水和物）等

その後4回にわたり見直しが行われ、1997年、2000年、2008年及び2012年に譲許表の修正が行われた。見直しにあたっては、製薬業界の民間団体である INTERCEPT（The International Conference of Elimination of Pharmaceutical Tariffs）で協議を行い、その後さらに WHO（世界保健機関）での INN の指定を受けて、見直しの対象品目リストを確定するための政府間協議が WTO で行われる。併せて、WCO（世界税関機構）において、HS 委員会の下部組織である科学者小委員会での検討をベースに、同委員会において INN に係る物品の HS 分類の検討が行われる。

（出所） 財務省関税局ウェブ・ページ「WTO 協定の日本国の譲許表の附属書（医薬品関係）」（平成28年（2016年）時点）、及び外務省ウェブ・ページ「WTO 譲許表修正（医薬品関税撤廃）」（平成24年（2012年）時点）により作成。

（2）農産品の市場アクセス

市場アクセスは、関税引下げに加え、輸入数量制限（IQ）、可変輸入課徴金、あるいは最低輸入価格制度といった国境での輸入制限措置（非関税措置）を原則廃止して関税化し、国内産業の保護は関税にゆだねられることとなった。ただし、我が国の米などの主要食料品は関税化の例外とし、その代償措置としてミニマム・アクセス機会を約束することとされた。

これらの交渉結果を踏まえて、我が国が行った農産品に関する関税引下げオファーについては、3.のとおりである。

イ 通常の関税のみが課されている農産品

以下の関税率を6年間にわたり、全品目の単純平均で36%削減する（ただし、関税引下げが全ての品目で実施されるように各品目につき最低でも15%削減する。）とともに、その関税率を譲許することとされた（鉱工業品のような貿易額の加重平均ではない。）。

- ① 既に譲許している品目に関しては、その譲許税率
- ② 譲許していない品目については、ウルグアイ・ラウンドが開始された時点である昭和61年（1986年）9月に適用されていた税率

□ 関税以外の国境措置が課されている農産品

関税化

関税以外の国境措置（IQ、可変輸入課徴金等）が課されている農産品については、当該国境措置を原則として関税化することとし、昭和61～63年（1986～88年）の平均値を使用して内外価格差に基づき個別品目ごとに関税相当量（TE：Tariff Equivalent）を算出し、それを関税率の形に転換することとされた（二次税率）。

関税率の削減・譲許

更に、関税相当量を、6年間にわたり、それぞれ全品目の単純平均で36%削減する（ただし、各品目につき最低でも15%削減する）とともにその関税率を譲許する。

ミニマム・アクセス機会の設定

内外価格差が相当額に上る場合、関税相当量が高水準となり、高関税が賦課されることになり兼ねないことから、輸入量が現行より減少し又は輸入されなくなることを防ぐため、低率の一次税率を設定して関税割当制度を導入し、

- ① ある程度の輸入量のあるものについては、現行アクセス（原則として基準期間の平均輸入量）の維持・拡大を図ること
- ② 輸入がほとんどないものについては、ミニマム・アクセス機会として、実施期間の1年目には国内消費量の3%を設定し、6年目にはこれを5%にまで拡大すること、が規定された。

特別セーフガード（SSGs）

関税化した品目について、輸入の急増が国内産業に及ぼす影響を緩和するため、農業の改革期間内においては、一定以上の輸入数量の増加又は輸入価格の低下があった場合には、以下のとおり、代償なしで追加的に関税を課することが

できるとされた。

- ① 輸入数量が、過去3年間の輸入数量等を基に算出されるトリガー水準を超える場合には、通常の関税の水準の3分の1までに限って、追加の関税を課することができる（数量SSG）。
- ② 輸入価格が、基準期間（1986～88年）の平均輸入価格等（トリガー価格）を下回る場合には、輸入価格とトリガー価格の差に応じて追加の関税を課することができる（価格ベースSSG）。

なお、現行アクセスに係る輸入に対しては特別セーフガードが適用されないこととされている。また、特別セーフガードが採られる場合には、一般協定第19条等に基づくセーフガードを採らないこととされた。

ハ 特例措置

我が国等の強い主張により、以下の3条件を満たす農産物は、ミニマム・アクセス機会を1年目の4%から8%にまで拡大することにより、6年間関税化を実施しないことができることとされた（我が国の米はこの特例措置の対象）。

- ① 1986～88年の輸入が国内消費量の3%未満であること
- ② 輸出補助金が付与されていないこと
- ③ 効果的な生産制限措置が採られていること

実施期間である6年間の終了後、7年目以降も特例措置を継続しようとする場合には、6年目に交渉を行う必要があるとされた。

（3）農産品の国内支持（国内補助金等）

市場価格維持、直接支払い、その他の補助金による保護等を総称して「国内支持」と呼ぶが、この国内支持政策を削減対象の「イエロー」と削減対象外の「グリーン」に分け、イエローとされた全ての国内支持を、農業分野全体について、昭和61～63年（1986～88）年を基準期間としてAMS(Aggregate Measurement of Support)という形で数値化し、それを毎年均等に6年間で20%削減することとされた。我が国の場合、約5兆円ある補助金を4兆円に減らさなければならないことになった。

なお、グリーンの国内支持は、農業・農村基盤の整備、生産者の引退、農地転用及び投資補助による構造調整等に係る支持政策のうち、一定の条件を満たしたものがこれに該当する。

（４）農産品の輸出補助金

輸出価格が国際価格より高い場合に、競争力確保のため輸出価格を国際価格と同等に抑えることを目的として、輸出農家に対して交付される、国内価格と国際価格との差額分に相当する補助金について、昭和61～平成2年（1986～90年）を基準期間として、6年間で支出ベースで36%、補助金付輸出数量ベースで21%、それぞれ削減することが合意された。もっとも、このような補助金は我が国には存在しなかった。

（５）繊維・衣類

繊維、衣類については、ガットでは認められていない特例的な緊急避難的輸入数量制限（セーフガード）、及び2国間での輸入数量制限取極の締結を認める多角的繊維取極（MFA：Multi-Fibre Arrangement）が策定されており、このMFAに基づき、多くの先進国と開発途上国との間で繊維・衣類の輸入数量制限取極が結ばれていた。日本、米国、EC、カナダ、韓国、ブラジル、インド等41か国が参加し、米国は28か国と、ECは19か国と輸入数量制限取極を結んでいたが、我が国はいずれの国とも取極をしていなかった。

途上国の強い要求もあり、WTO協定の発効後10年間で繊維・衣類に関する貿易制限をガットの規律に統合すること等を内容とする合意がなされた。

（６）貿易ルールの見直し

イ 不当廉売関税

保護主義的運用を防ぐため、ダンピング認定、損害認定の手続を明示し、調査方法及び期間の上限の明確化、発動期間の明確化等、既存のアンチダンピング・コードの規律が強化された。当時、我が国の発動件数はわずか1件にすぎなかったが、これに対して諸外国による我が国に対する発動件数は多数に上り、その対応に苦心していた我が国にとって、この合意の意味は大きいものがあつた。

ロ 補助金・相殺関税のルールの明確化

補助金を、許される補助金（グリーン補助金）、許されない補助金（レッド補助金）、中間の補助金（イエロー補助金）に分類し、レッド補助金は禁止、イエ

ロー補助金については、輸入国の産業が重大な損害を受けた場合には相殺関税の発動が認められるという発動ルールの明確化が図られた。

ハ 緊急輸入制限（セーフガード：SG）、輸出自主規制、輸出数量モニタリング

ある物資の輸入急増により国内産業が重大な損害を受けるような場合に、関税の引上げ、あるいは数量制限ができるというセーフガード措置について、保護主義的動きにならないようにという配慮から、発動要件が明確化された。また、セーフガードに代えて実施されることの多かった輸出自主規制、輸出数量モニタリング等の「灰色措置」につき、その新たな発動が禁止されるとともに、既存の措置については4年以内に撤廃することが合意された。

ニ その他

その他、国内への投資を認める際に、国内製品の一定以上の使用を義務付けることを禁ずる貿易関連投資に関する協定の合意、あるいは原産地ルールの統一化の合意等がなされた。

（7） サービス貿易

国際的なサービス取引について共通して適用される一般ルールである「サービス貿易一般協定（GATS：General Agreement on Trade in Services）」が作成され、またサービス貿易に関して各国が行う具体的な自由化分野を約束した各国別の約束表が作成された。

各国が守るべき中心的な義務として、最恵国待遇、市場アクセス、内国民待遇の3つの原則を定め、これらを全てのサービス分野に適用するとともに、最恵国待遇については各国が登録による例外措置を採ること、市場アクセス及び内国民待遇については各国が国別約束表でオファーすることとされ、一部の分野については市場アクセス、内国民待遇を留保することができる仕組みとされた。

金融分野については、大蔵省国際金融局がその主管であり、当初は金融分野がサービス貿易の位置付けの中で規制されることに対して警戒感が強かったが、最終的にはルール作りに積極的に参加することとなった。我が国は、金融の特殊性に配慮して、金融専門家による慎重な扱いが必要である旨を主張し、これを踏まえて、最終的に「金融分野に関する附則」及び「金融サービスのコミットメントにおける了解事項」という特別規則が合意された。同附則により、

サービス貿易全体についての約束にかかわらず、信用秩序維持のために採る措置については、留保を行わなくても優先的に導入することが認められ、また、金融分野については協定発足後6か月までは最恵国待遇の例外措置の登録と約束の修正、撤回が可能であることとされた。後者の了解事項は、一般の分野以上に市場アクセスを相互に保障していくというより高い自由化義務を盛り込んだ合意などの細部規定を定めたものである。

（８） 貿易関連知的財産権（TRIPs）

開発途上国は、この問題をウルグアイ・ラウンドで取り上げることに強く反対したが、米国などの強い主張により、最終的に「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPs 協定：Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights）」が合意された。

同協定は対象とする知的財産権を明確にしており、著作権、著作隣接権、商標権、意匠権に加えて、半導体集積回路の配置図、非公開情報等の新たなカテゴリーに属する権利も含めて規定し、広く貿易関連知的財産権を保護する内容となっている。

保護の内容、期間、水準等の統一化を行うとともに、協定の実効性を高めるため、権利者が効果的にその権利を行使できるように裁判手続等の権利行使手続に関する詳細な規定の創設が加盟各国に求められている。水際での取締りにについても、権利者の申立てによる商標権、著作権侵害物品の輸入差止め手続の制度化等、詳細な規定が置かれた。

更に、ワイン、スピリッツの地理的表示の権利保護も導入され、例えば、シャンパン風、ブルゴーニュタイプといった表示は不可とされた。

（９） 紛争処理手続の統一化

ガットにおいても紛争処理の規定は存在していた（第22条及び23条）が、コンセンサスに基づくことが必要とされているため、意図的に手続を遅延させる行為がなされる場合等があり、必ずしも有効に機能していない憾みがあった。その反省を踏まえ、より機動的、機能的に動かすことのできる仕組みが取り入れられた。

具体的には、①紛争処理手続の迅速化、②二審制の導入、③クロス・リタリ

エーション (cross retaliation) の導入、④一方的措置の禁止である。

- ① 紛争処理のステップごとに一定の期間を定め、それが過ぎれば自動的に次のステップに進む旨の合意がなされ、更に意思決定について、従来のコンセンサス方式からネガティブ・コンセンサス方式（全員一致で反対しない限りは決定が採択される）への変更がなされた。これにより、被提訴国によるブロック行為は難しくなった。
- ② 再審のための常設の審議機関（上級委員会）を設けて、法的問題を専門家が議論することとし、手続の信頼性が高められた。
- ③ 協定違反と認定されたにもかかわらず、是正措置が執られなかった場合に認められる対抗措置について、違反と認定された分野以外の異なる分野で対抗措置を執ることが認められた。
- ④ 米国通商法第301条に代表されるような一方的制裁措置を抑制するという観点から、加盟国間に紛争が発生した場合にはこの手続によって解決すべきこと、及びこの手続によらずに協定違反の決定や対抗措置を発動してはならないことが明記された。

(10) WTO（世界貿易機関）の発足

戦後、ハバナ憲章の発効により「国際貿易機関（ITO：International Trade Organization）」が設立されるはずであったが、その構想が頓挫したため、準備のために設けられていた暫定委員会が、事実上の国際機関であるガットの事務局として、協定上の明確な根拠を持たないまま、存続してきた。

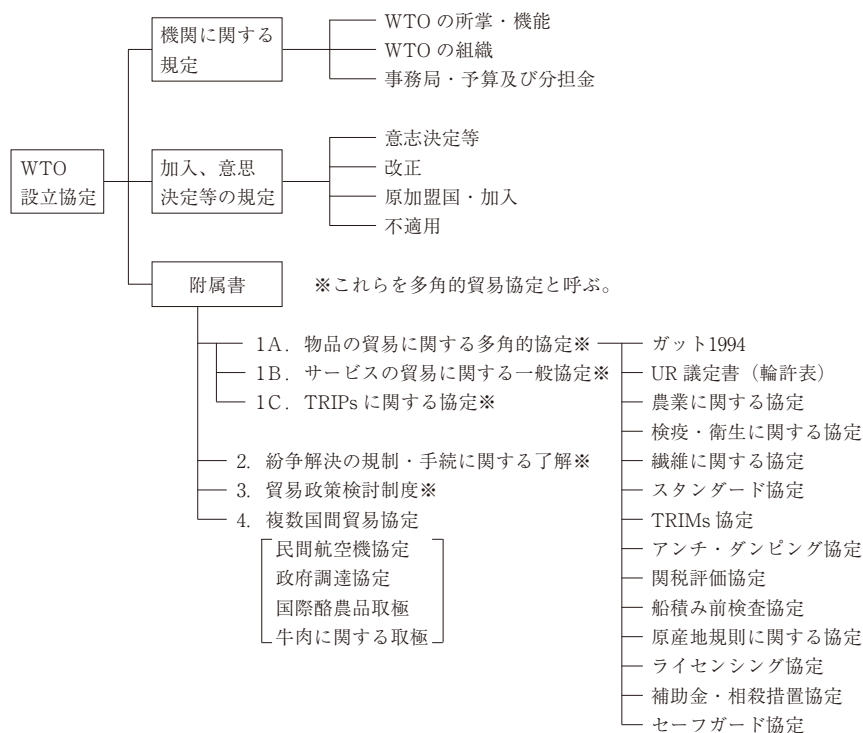
ウルグアイ・ラウンドは、サービスや TRIPs 等の新しい対象分野を追加し、国際貿易を一層発展させるフレームとなることが期待されることから、これらの合意を一括して実施する制度的枠組みを提供するため、協定上明確な根拠を持った国際機関として、「世界貿易機関（WTO）」が創設されることとなった。

WTO の最高意思決定機関として閣僚会議が置かれ、2年に1回開催されることとされた。閣僚会議がないときは、一般理事会がこれを代行する。一般理事会は、紛争処理機関及び貿易政策検討機関（各国の貿易政策のレビュー）の役割も担う。一般理事会の下には、物品の貿易に関する理事会、サービスに関する理事会、知的財産権に関する理事会の3大理事会が置かれ、その下に数多くの委員会や作業部会が置かれている。

WTO は平成7年（1995年）1月1日に発足し、加盟国は81か国であった。発足当初、ピーター・サザーランド前ガット事務局長がWTO事務局長を暫定的に務めたが、同年5月からは、4年の任期で、レナト・ルジェロ元イタリア貿易相がWTO事務局長に就任した。

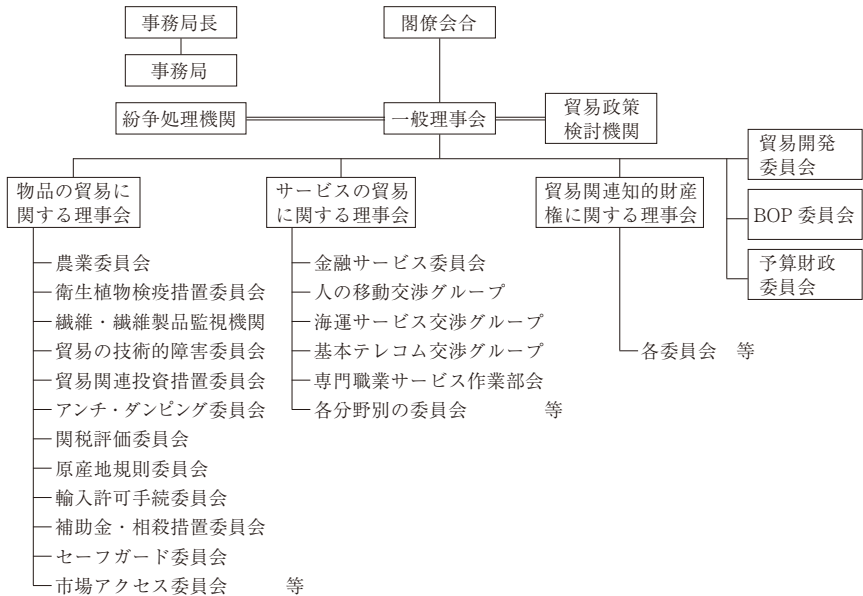
世界貿易機関設立協定の概要及び同機関の組織は、下図のとおりである。

図 2-2-1 世界貿易機関（WTO）設立協定の概要



（出所） 鏡味徳房「最近の関税行政等について」（『貿易と関税』平成7年3月号）12ページにより作成。

図 2-2-2 世界貿易機関（WTO）の組織



（出所） 鏡味徳房「最近の関税行政等について」（『貿易と関税』平成7年3月号）13ページ。

3 我が国の関税の譲許

2.(1)及び(2)の交渉結果を受けて、我が国は9桁ベースで約8500品目をオファーしており、各分野のオファーの数と引下げ率は下表のとおりである。また平均関税率も、下表のとおり、合意前の右欄の実行税率から中央の欄のオファーレートへの適用となった。なお、農産品については、関税化品目を除いた率である。

これらの品目については、関税法（昭和29年法律第61号）第3条により協定税率が基本税率や暫定税率より低い場合には、協定税率が適用される。したがって、多数の品目については関税定率法等の改正を要しないが、農産品については、第2節で述べたように、譲許した協定税率を踏まえてより詳細な内容を定める必要があること等から、関税定率法等の所要の改正が行われた。

表 2-2-6 ウルグアイ・ラウンドにおける我が国の関税オファー

1. 品目数

	オファー
農産物	約1,500品目
林産物	約140品目
水産物	約250品目
鉱工業品	約6,700品目
合計	約8,500品目

(注) 1988年のHS 9桁を基準とし、オファーによる分類調整を考慮している。

2. 引下げ率

	協定ベース	実行ベース
農産物	約36%	約25%
林産物	約50%	約30%
水産物	約33%	約29%
鉱工業品	約61%	約33%

(注) 1 農産物は単純平均、その他は88年貿易加重平均で算出している。

(注) 2 協定ベース：ベースレート⇒オファーレート、実行ベース：1993年度実効税率⇒オファー後実効税率。

(注) 3 農産物の実行ベースは、関税化品目等を除いて算出している。

3. 平均関税率

	ベースレート	オファーレート	93年度実効税率
農産物	14.5%	9.3%	11.9%
林産物	2.0%	1.0%	1.4%
水産物	6.1%	4.1%	5.7%
鉱工業品	3.8%	1.5%	2.2%

(注) 1 農産物は関税化品目等を除いて算出している。

(注) 2 農産物は単純平均、その他は1988年貿易加重平均で算出している。

(出所) 鏡味徳房「最近の関税行政等について」(『貿易と関税』平成7年3月号)15ページにより作成。

イ 鉱工業品

鉱工業品全体6689品目のうち、6688品目をオファーし、非譲許品目は1品目、塩のみで、バインド率はほぼ100%であった。

引下げ率及び平均関税率は上記表のとおりであり、原則5年で均等引下げを行うこととなった。これらが実施されると、鉱工業品の平均関税率は1.5%となる。米国及びECとの比較は下表のとおりである。

関税相互撤廃は、医薬品(即時)、建設機械、医療機器、鉄鋼(期間10年)、家具、農業機械、紙・パルプ(期間10年)であり、合計757品目に上る。関税撤廃は、科学機器、エレクトロニクス、フィルム、玩具(期間10年)で、410品目である。また化学品の関税率の上限を0%、5.5%及び6%とするハーモニゼーションによるものが1211品目(期間5～15年)、高関税率品目である繊維については10年間でピークタリフの2分の1をカットするとされるものが167品目、その他、2016品目がおおむね一括引下げ方式(フォーミュラカット)によ

表 2-2-7 主要国の鉱工業品の関税引下げオファー

		平均関税率（譲許税率による加重平均）		引下げ率
		UR 前	UR 後	
日	本	3.9%	1.7%	56%
米	国	5.4%	3.5%	35%
E	C	5.7%	3.6%	37%

(注) 1 ガット事務局作成資料（1994年11月）による。

2 数値には、水産物、林産物を含む（水産物、林産物を除いた日本の鉱工業品のウルグアイ・ラウンド後の平均関税率は1.5%）。

3 日本の鉱工業品の1993年度実行税率2.2%からの引下げ率は33%である。

(出所)『関税年報』平成9年版 88ページにより作成。

ることとされた。

皮革・革靴については8年間でTQ二次税率（関税割当制度の対象の枠外に適用される二次税率）を原則5割カット、その他については原則2割カットが233品目、引下げ例外は34品目であった。更に、臭素化合物は関税即時撤廃されるものが18品目、ガラス・セラミックスが実行税率の3分の1カット等とされた。

ロ 林産物

オファー品目数は林産物全体170品目中141品目であり、非譲許はチップ、木炭、針葉樹の丸太等29品目、バインド率は82.9%であった。引下げ率、平均関税率は前述の表のとおりで、5年間で均等引下げとされた。

ハ 水産物

さば等の関税率引下げを含むオファー品目数は246品目で、全体で285品目であった。非譲許は、あじ、たら、いか等のIQ品目39品目、バインド率は86.3%であった。引下げ率、平均関税率は前述した表のとおりで、5年間の均等引下げとされた。

二 熱帯産品

中間レビュー会合でのオファーを含め、総計約360品目をオファーし、平均引下げ率は33%であった。ここには生鮮バナナ、木製家具、籐製品、熱帯木材等が含まれる。

ホ 農産物の市場アクセス

農産物の場合、全体1488品目のうち、米関係16品目を除く1472品目がオファー品目であり、バインド率は98.9%、引下げ率及び平均関税率は前述の表のとおりである。

① 輸入制限品目を関税化する品目

麦類、乳製品、でん粉、雑豆、落花生、こんにゃく芋、繭、生糸について、現行アクセスに係る一次税率（基準期間と同等の水準で、当該税率は削減しない。）及び二次税率（平成7年（1995年）から6年間で15%の段階的削減を含む。）を譲許した。SSGのトリガー水準及びトリガー価格については、削減される二次税率に合わせて、別途、関税暫定措置法により措置することとされた。二次税率は関税化前に比べて高いものとなるため、関税等に単純に置き換えるだけでは関税化によりかえってアクセスが悪化するおそれがあり、関税化に際しては、いわゆる現行アクセス機会を確保すること、つまり、関税化前においてアクセスできた数量については、関税化後も関税化前と（関税率等が）同じ条件で輸入することができるように一次税率を設定することとされた。

なお、国家貿易体制を維持する小麦、大麦、一部の乳製品、生糸については、二次の譲許税率は調整金（輸入差益）を含むことから、関税率のみ別途暫定税率として設定し、6年間の段階的削減を行うとともに、調整金を6年間で15%削減するとされた。

② 豚肉

従来の差額関税部分を新たに関税化して従量税を設定し、従価税部分（実施期間において5%から4.3%に引下げ）と同様に、実施期間において15%の引下げを行う（例えば、分岐点価格が553円/kgについて、425円/kgを361円/kgとする。）とともに、併せて、分岐点価格についても基準期間の水準から一定の引下げを譲許した。その譲許の範囲内で、別途、関税暫定措置法により差額関税制度を導入するとともに、平成12年（2000年）までに分岐点価格及び基準輸入価格を漸次引き下げることとした（関税の緊急措置を含む）。

③ 牛肉

従来の基本税率50%を新たに協定税率として譲許し、別途、暫定税率により6年間で38.5%まで漸次引き下げることとされた（関税の緊急措置を含む）。

④ 関税化の特例措置

米関係16品目については関税化措置を行わず、(i)1995年から6年間、関税相当量の設定は行わない、(ii)1995年において、基準年（1986～88年）の国内消費量の4%（精米ベース：37.9万トン）、2000年において同8%（75.8万トン）に相当するミニマム・アクセス機会の設定を行う、(iii)輸入は食糧庁による国家貿易

により行われ、国家貿易企業が徴収する輸入差益（マーク・アップ）は、基準期間中の売買実績に基づいて算出される額（292円/kg、基準期間における従価税換算で731%相当）を限度とするとされた。

⑤ 一般関税品目

①～④以外の一般関税品目については、原則6年で均等引下げを行うこととし、各国からの関税引下げリクエストを踏まえ、6年間で平均関税引下げ率36%、個別品目の最低引下げ率15%の条件を満たすよう、関税引下げを行うこととした。これらの品目に関する譲許税率は、関税法第3条に基づき直接適用されることから、特段の関税定率法等の改正は行われなかった。

大蔵省所管品目としては、アルコール32品目のうち、ビールが8年、ウイスキー・ブランデーは10年で関税撤廃、たばこは13品目については引下げを行うこととされた。

4 WTO体制のスタート

ウルグアイ・ラウンド交渉はかつてない包括的な交渉であり、交渉の成果は、関税の大幅引下げ、農業補助金の削減、金融等のサービスに関する自由化のルール策定、知的財産権の保護強化、アンチダンピング等の特殊関税に関する規律の強化及び紛争解決手続等の制度の整備など、扱う項目は数多く、多方面にわたった。これらの成果を実施することにより、貿易の拡大、経済の成長、雇用の促進をもたらし、また競争の活発化による消費者の選択の幅の拡大等を通じて国民生活の豊かさの向上につながっていくものとされた。

（１）第１回閣僚会議

閣僚会議は、WTOの最高意思決定機関として、少なくとも2年に一度開催することになっており、第1回の閣僚会議は平成8年（1996年）12月9～13日にシンガポールで開催された。

ウルグアイ・ラウンドの実施状況や今後の課題等について議論が行われ、その結果がシンガポール閣僚宣言として採択され、貿易と投資、貿易と競争政策、政府調達作業部会及び税関手続の簡易化などを旨とする貿易円滑化の4つの新たな作業部会が設置された。

また、急速に進歩する情報技術、情報化社会に対応し、この分野の貿易を促進することを狙いとした情報技術製品の貿易に関する閣僚宣言（ITA：Information Technology Agreement）が採択された。ウルグアイ・ラウンドにおいてもエレクトロニクス関連機器の関税撤廃交渉が行われたが合意に至らず、その後、米国とヨーロッパの間で産業界の交渉により相互に関税を撤廃することが合意されていた。この合意が日本・カナダを含めた四極会合の場に拡大され、更にASEAN諸国を含めたAPECの場で推進され、シンガポールの閣僚会議で「世界貿易の90%以上を占める国・地域の参加を得て2000年までに情報技術製品の関税を撤廃する」との閣僚宣言が採択されたものである。平成9年（1997年）3月にITA検証会合が開かれ、実施の条件が満たされたことが確認され、各国において必要な手続を経て同年7月から実施された。

更に、医薬品の関税相互撤廃についても、約400品目の追加で基本合意がなされた（2.（1）表2-2-5参照）。

（2）紛争処理手続の強化

WTOでは、前述したように、パネル及び上級委員会の報告書の採択にネガティブ・コンセンサスを導入するなど、紛争処理手続が強化された。我が国は上級委員会委員7名の1名に、松下満男成蹊大学教授を推薦し、選出された。

平成7年（1995年）中には25の案件が通報され、加盟国が積極的に同手続を活用しようとしている状況が窺われた。案件第1号は、米国の大気汚染防止のためのガソリン規制が輸入ガソリンにとって内国民待遇原則に反するとして、ベネズエラ及びブラジルが訴えたものであり、パネルでは米国の規制がガットの条項に適合しないとされ、上級委員会でも同じ結論となった。

我が国にとって重要な案件として、EC、カナダ及び米国が提訴した我が国の酒税法（昭和28年法律第6号）による税率格差問題があった。昭和62年（1987年）11月10日に採択されたガットのパネル報告を受け、平成元年（1989年）に酒税法の改正が行われたが、それでは不十分であるとして、平成7年9月27日にパネルが設置され、平成8年（1996年）7月11日に内国民待遇に係るガット第3条第2項違反であるとするパネル報告が出された。我が国は上訴し、同年10月4日に上級委員会報告が出されたが、上級委員会は、パネル報告を一部修正したものの、結論についてはこれを維持し、焼酎とウォッカとは「同種の産

品」であり、日本が輸入産品に対して同種の国内産品を超えて課税している点はガット第3条第2項第1文に違反するものであり、また、焼酎と、HS2208に掲げられたその他の蒸留されたスピリッツ及びリキュール（ウォッカを除く）とは「直接競合・代替可能産品」であり、日本が酒税法の適用において、輸入産品と直接競合又は代替可能な国内産品を「同様に」課税していないことは同項第2文に反するとした。そして、上級委員会は、我が国に対して、酒税法を1994年ガット上の義務に適合するように措置を執るよう勧告し、同年11月1日、我が国の酒税に関する上級委員会報告及び同報告によって修正されたパネル報告が採択された。

5 CCC/WCO の主な活動

(1) WCO としてのスタート

関税協力理事会（CCC：Customs Co-operation Council）は、ヨーロッパ16か国及びトルコの参加を得て昭和27年（1952年）に設立され、翌年の1月26日に第1回総会が開催された。その後、我が国は昭和39年（1964年）に37番目（当時38番目）、米国は昭和45年（1970年）に61番目（当時63番目）、カナダは昭和46年（1971年）に64番目（当時66番目）の加盟国となり、昭和48年（1973年）には加盟国が70か国を超えた。更に、平成3年（1991年）にはソ連（現・ロシア）、平成4年（1992年）にはウクライナ等が加盟するなど、文字どおり国際的な機関に発展し、平成8年（1996年）4月時点で140か国・地域が加盟することとなった。

昭和27年の設立以来、この機関は設立条約に基づいて関税協力理事会（CCC）と呼ばれてきたが、平成5年（1993年）に設立40周年を迎えたのを機に、その役割と機能をより明確にするとともに、世界貿易機関（WTO）の設立なども踏まえ、working name として、世界税関機構（WCO：World Customs Organization）を使用することが平成6年（1994年）の総会において採択された。同総会では、昭和48年（1973年）に採択された京都規約（正式名称は、「税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約」）の見直しを開始することも合意された。

我が国は、米国に次ぐCCC第二の拠出国であったことに加え、平成元年（1989年）からは途上国に対する技術協力のための関税協力基金（CCF：Customs Co-operation Fund）にも任意拠出するようになり、平成5年度（1993年度）は

2億2000万円、平成6年度（1994年度）は2億8000万円、平成7年度（1995年度）は3億4000万円を拠出した。

（2）戦略プランの策定

平成7年（1995年）の総会では、原産地規則、関税分類（HS）、関税評価協定、京都規約、商業犯罪対策、税関改革・近代化の6つの分野をキー・アクティビティとする戦略プランが採択され、WCOの各委員会の活動もこれに沿った形で展開することとされた。

また、昭和61年（1986年）以降、全加盟国・地域を6つに分け、それぞれの地域で選ばれた地域代表の下に地域内協力を行う仕組みがとられてきたが、暫定的なものとされていたところ、平成7年6月の総会決議においてこれが正式に決定された。更に、選抜メンバーにより構成される政策委員会及び財政委員会について、その選出を各地域に定数を割り当てて行うことも総会決議で正式決定された。

（3）HS品目表の見直し

昭和63年（1988年）に発効した商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約（Harmonized System 条約、以下「HS条約」という）は、その附属書であるHS（関税分類）品目表を、技術の進歩、貿易パターンの変遷などにあわせて4～6年のサイクルで見直すこととされている。

第1回改正は平成4年版（1992年版）HSとして発行されたが、これは主に昭和63年版（1988年版）の細かい誤謬等を中心に改正が行われたものであった。本格的な最初の改正は第2回改正である平成8年版（1996年版）HSであり、平成5年（1993年）の総会で採択され、平成8年（1996年）1月1日から実施された。

（4）薬物取締りに関するMOU

平成3年（1991年）6月のCCC総会で、薬物取締りに民間を活用するスキームとして、民間との了解覚書（MOU：Memorandum of Understanding）を締結して情報提供を求めるという英国税関からの提案が合意され、同提案は同年7月に開催されたロンドン・サミットの首脳宣言に盛り込まれた。当該サミット

において、次回サミットまでにその取組みの成果を報告することが要請された。

CCCでは、昭和60年（1985年）以降、10の国際貿易・輸送業者の国際団体との間に、麻薬不正取引防止のための協力強化等を目的としたMOUを締結しており、我が国を含む各国においても、前記提案を受けてMOUが締結されていた。そこで、CCCは、税関当局と関係業界との協力強化のためには、両者が自主的に協力する内容のMOUを通じた方法が効果的であり、各国がこの方法を採用することが望ましいという報告を、平成4年（1992年）のミュンヘン・サミットに提出した。

これを受けて、サミット議長国のコール独首相から、MOUによる協力強化策を支持し、CCCの努力に感謝する旨の書簡がCCC元議長のサー・プライアン・アンウィン英国関税消費税長官あてに発出された。

（５） 京都規約の見直し

昭和48年（1973年）に京都総会で採択された京都規約は昭和49年（1974年）に発効したが、当時に比べると、国際貿易は飛躍的に拡大し、税関における輸出入事務も大幅に増加しており、国際物流を阻害せずに適正な通関を確保することが重要課題となっていた。そのため、先進国を中心とする多くの国の税関では、税関手続の電算システムを導入するとともに、全ての貨物を検査するのではなく、密輸のリスクを評価した上で検査対象貨物を絞り込む手法（リスク・マネジメント手法）を開発し、更に通関後に輸入者に立入調査を行うことで通関自体の審査・検査は簡略化し、迅速な通関を図る制度（事後調査制度）の整備に努めてきた。

平成6年（1994年）の総会において、京都規約につき、それが採択から20年経過していることに鑑み、こうした近代的な税関手続を新たに盛り込んでアップデートするための見直しに着手することが決定された。その作業は、最新の情報技術を取り入れるとともに、通関手続の主要な部分を集めた一般附属書の作成を通じて、国際的調和をより進めて行くという方針で進められた。

（６） 原産地規則の統一

ECの市場統合、「北米自由貿易協定（NAFTA：North American Free Trade Agreement）」の締結などを背景に、原産地問題が大きな広がりを持つように

なる中、この問題がウルグアイ・ラウンドでも交渉分野の一つとして取り上げられることとなり、「原産地規則に関する協定」が合意された。同協定では、WTO 発足後、原産地規則に関する具体的作業は WCO に設置される「原産地規則技術委員会」に委託され、委託後2年3か月以内に作業を終了することとされた。これを受けて、WCO 事務総局次長の下に、各国から派遣されるテクニカル・アタッシェからなる「原産地規則プロジェクトチーム」が設置され、平成6年（1994年）9月から作業が開始された。

（7）アジア・大洋州地域の活動

平成5年（1993年）7月から地域代表を務めた中国は、平成6年（1994年）12月13～16日に北京で政策委員会を開催した。平成8年（1996年）7月には、インドが地域代表に選出された。

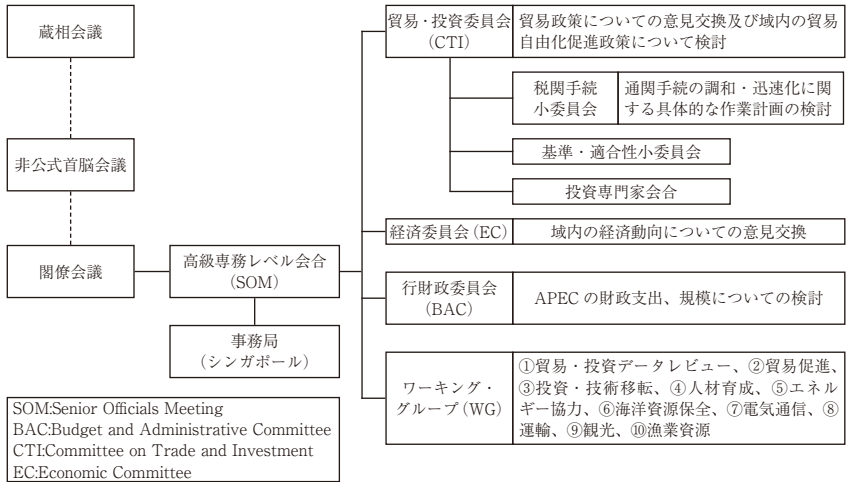
6 APEC

（1）拡大する APEC

アジア太平洋経済協力（APEC：Asia Pacific Economic Cooperation）は、小規模ながらもシンガポールに事務局が設置され、新たに首脳会議や大蔵大臣会合も設置されるなど、下図のとおり、その活動は次第に大きく拡大していた。平成元年（1989年）の設立当初のメンバーに加え、平成3年（1991年）に中国、台湾、香港、平成5年（1993年）にメキシコ、パプアニューギニア、平成6年（1994年）にチリが加わり、その時点で18の国・地域をメンバーとし、世界人口の40%、GNPの50%を占めるようになった。

APECの目的としては、①APEC地域の成長と発展を持続させ、もって世界経済の成長と発展に貢献すること、②閉鎖的な貿易ブロックを志向せず、地域外に対しても開かれた多角的自由貿易体制を推進・強化すること等が掲げられた（1991年11月ソウル宣言）。APECは、アジア太平洋地域の貿易投資を中心とした経済協力に関する協議の場であるが、EUやNAFTAのように協定に基づいて域内の関税・非関税措置を撤廃する地域取極とは異なり、「開かれた地域主義」を目指すフォーラムとして位置付けられた。

図 2-2-3 APEC 組織図



(出所) 大蔵省『財政金融統計月報』「関税特集」第534号19ページ。

(2) 平成5年(1993年)の取組み(議長国:米国)

平成5年は米国が開催国となり、11月にシアトルで閣僚会議が開催された。この際、クリントン大統領が非公式首脳会議を初めて開催して議長を務め、17の国・地域が参加した。我が国からは細川護熙内閣総理大臣が出席した。

閣僚会議など一連の会議に続き、首脳会議において、首脳としてウルグアイ・ラウンドの早期かつ成功裏の終結を呼びかけ、ウルグアイ・ラウンドの成功を確かなものにするという成果があった。

(3) 平成6年(1994年)の取組み(議長国:インドネシア)

平成6年11月11～12日に第6回閣僚会議がジャカルタで、同年11月15日に第2回非公式首脳会議がボゴールで開催され、「APEC 経済首脳の共通の決意の宣言」(ボゴール宣言)が採択された。同宣言では「アジア・太平洋における自由で開かれた貿易及び投資」という目標が示され、貿易自由化について、先進国は平成22年(2010年)までに、開発途上国は平成32年(2020年)までに、それぞれ達成することとされた。

また、平成6年には蔵相会議が創設される等、その活動は更に拡大し、平成

8年（1996年）3月には京都で蔵相会議が開催された。

（４）平成7年（1995年）の取組み（議長国：日本）

平成7年には、我が国が議長国となり、11月に大阪で閣僚会議及び非公式首脳会議が開催された。また、高級事務レベル会合（SOM：Senior Officials Meeting）を2月に福岡、7月に札幌、10月に東京で開催する等、大阪会議に向け多くの準備会合を開催した。

イ 「行動指針」の採択

平成7年11月の大阪会議では、ボゴール宣言を達成するための道筋を描くものとして、APECの今後の進路を具体的に示す「大阪行動指針」（アクション・アジェンダ）が採択された。

「行動指針」は、貿易・投資の自由化、貿易・投資の円滑化、経済技術協力を3本柱としており、このうち自由化及び円滑化については、関税、非関税措置、サービス、投資、税関手続、原産地規則等、15の分野において、自由化・円滑化を進める上でのガイドライン、各メンバーが共同で執るべき措置（共同行動）等が具体的に示された。

ロ 首脳宣言の採択

大阪会議における「APEC 経済首脳の行動宣言」（「首脳宣言」）では、「行動指針」を採択して実施することにつき首脳レベルによる強い決意が表明されるとともに、①内向きの貿易ブロックに反対し、APECの基本理念である「開かれた地域協力」を堅持するという考え方と、APECの自由化はWTO協定に整合的に進められるという方針が示され、②今後、長期的課題として、人口、食料、エネルギー、環境等の問題にも取り組んでいくこと等が盛り込まれた。

ハ 「当初の措置」の公表

APECにおける自由化を真剣に進めるという政治的決意を内外に示すことを目的として、首脳会議後に「当初の措置」が公表され、ウルグアイ・ラウンド合意実施の前倒しや、規制緩和等、各メンバーが当面執りうる具体的な自由化・円滑化措置が提示された。

我が国は、①697品目の鉱工業品につき、ウルグアイ・ラウンド関税引下げを約2年間前倒しすること（平成10年（1998年）1月から適用予定である税率を平成8年（1996年）4月から適用する）、②海外ビジネスのアクセスの一層の改善

に資する50項目につき新たな規制緩和措置を執ること（途上国に対する特惠関税適用に当たり原産地確認手続の簡素化を行うこと等を含む）等を中心に取りまとめた。

二 自由化・円滑化に関連する協力事業の支援策

村山富市内閣総理大臣は、首脳会議において、貿易・投資の自由化・円滑化に関連する協力事業を支援するイニシアティブとして、APEC 中央基金に、有益なプロジェクトの実施のため、今後数年間で合計100億円を上限に資金を拠出することを表明した。併せて、他のメンバーから、同様の観点から、協力事業の拡大に向けた積極的協力がなされることを期待する旨の発言がなされた。

ホ 税関手続小委員会（SCCP）の活動

APEC では、閣僚会議の下に事務レベルの会合として高級事務レベル会合（SOM）が置かれ、更にその下に貿易・投資委員会（CTI：Committee on Trade and Investment）、経済委員会（EC：Economic Committee）、各種専門家会合等が組織されている。

税関手続小委員会（SCCP：Sub-Committee on Customs Procedures）は、CTIの下で通関手続の調和、簡素化、迅速化等に関する検討を行う会合として、APEC メンバーの税関当局代表により構成されている。平成5年（1993年）に非公式な会合として発足し、平成7年から公式な小委員会に昇格した。

平成7年には我が国が議長を務め（大蔵省関税局国際機関課長がその任に当たった。）、ボゴール宣言の要請に応えるため、SCCPにおいて「税関分野におけるアクション・プログラム」の作成に取り組み、6月の札幌会合で合意した。同プログラムは、通関手続の簡素化・調和のための5原則（迅速性、信頼性、一貫性、透明性、簡素化：FACTS：Facilitation, Accountability, Consistency, Transparency, Simplification）、各国・地域が共通に実施する9項目の行動計画（HS条約、京都規約、事前教示制度、関税評価協定等）、同行動計画実施のための技術支援などの具体的な方策を含む包括的な行動計画になっており、APEC 全体の「行動指針」において重要な一項目となっている。

ヘ 税関・国際経済シンポジウムの開催

平成7年11月9～10日、大阪市南港のアジア太平洋トレードセンターにおいて、APEC 閣僚会議・非公式首脳会議に先立ち、大蔵省及び（財）日本関税協会の主催（協賛：大阪市、（社）関西経済連合会、APEC 大阪会議関西協力協議会）

により、第3回 APEC 税関・国際経済シンポジウムが開催され、1000名以上の参加者があった。その内容は表2-2-8のとおりである。

また、その前日には、非公式の APEC 関税局長会合が開催され、SCCP で合意した9項目の実施方法や、麻薬・拳銃等の社会悪物品の取締りのための協力等、現下の直面する諸問題について意見交換が行われた。

表 2-2-8 第3回 APEC 税関・国際経済シンポジウム

第3回 APEC 税関・国際経済シンポジウム次第

1. 開会式

武村正義大蔵大臣による挨拶（ビデオ）ほか

2. 基調講演

佐藤光夫アジア開発銀行（ADB）総裁、大場智満（財）国際金融情報センター理事長、ライオネル・ウッドワード豪州関税庁長官

3. パネル・ディスカッション

(1) 関西経済の APEC に果たす役割（座長：川上哲郎関西経済連合会会長）

(2) 税関手続の円滑化が APEC 貿易・投資に与える影響（座長：久保田勇夫大蔵省関税局長）

(3) 税関と民間経済界との協力関係のあり方（座長：ジェイムス・シェーパー WCO 事務総局長）

（参考）第1回：平成5年（1993年）11月、米国・シアトルで開催

第2回：平成6年（1994年）11月、ジャカルタで開催

（出所）津曲俊英「第3回 APEC 税関・国際経済シンポジウム」（『ファイナンス』平成7年12月号 36-41ページにより作成。）

（5）平成8年（1996年）の取組み（議長国：フィリピン）

平成8年には、フィリピンで一連の会議が開催された。「大阪行動指針」に基づき、各エコノミーの個別の行動計画（IAP：Individual Action Plan）と共同行動計画（CAP：Collective Action Plan）とを合わせた「マニラ行動計画（MAPA：Manila Action Plan for APEC）」が策定され、11月25日にスービックで開催された第4回 APEC 首脳会議において採択された。

同年5月のセブ会合では、共通の行動計画実施のための技術協力に係るフレームワークについて合意となり、技術協力の具体的プロジェクトを策定するために項目ごとにコーディネーターを指定、共通の行動計画の円滑な実施に向けた作業が開始された。同年10月18～20日のマニラにおける高級事務レベル会

合に先立って、同月15～16日にAPEC税関・産業国際会議（税関シンポジウム）が開催され、その折には、併せて第5回となる環太平洋関税庁長官・局長会議（CCAP：Conference of Customs Administrators of the Pacific Basin）も開催された。

7 ASEM

（1）ASEM会合のスタート

アジア欧州会合（ASEM：Asia-Europe Meeting）は、平成6年（1994年）秋、シンガポールのゴー・チョクトン首相による「東アジアとEUとの包括的対話」の提唱がなされたことを受け、アジア側とEUとの間で検討された結果、開催されるようになった会合である。第1回ASEM首脳会合は、平成8年（1996年）3月1～2日の2日間にわたり、タイのバンコクで開催された。これは、世界経済が北米、欧州及び東アジアの三極を中心とする構造をとるようになる中で三極間の連携が重要であり、東アジアと欧州との関係が相対的に弱いため、これをハイレベルで強化する必要があるという認識が背景にあった。

同会合には、ASEAN7か国、日本、中国、韓国、EU加盟15か国及び欧州委員会の計26メンバーの首脳クラスが参加し、政治、経済、文化等の幅広い分野での両地域の関心事項、今後の協力の在り方等が議論された。アジアと欧州の首脳が初めて対等な立場に立って建設的な対話を開始したこと、その中で、我が国がアジアの一員として積極的に関与し、多様な提案を行ったことは特筆すべき成果であったといえる。

なお、第2回首脳会合は平成10年（1998年）に英国で、第3回首脳会合は平成12年（2000年）に韓国で開催された。

（2）ASEM関税局長・長官会議の創設

第1回ASEMの首脳会合の際に、橋本龍太郎内閣総理大臣から、「税関手続の調和・簡素化に関する協力とともに、麻薬取引の防止のための協力強化についても、税関当局間で検討させることを提案したい」との発言がなされ、これを受けて関税局長・長官会議（Customs Directors General and Commissioners Meeting）の創設が合意された。

関税局長・長官会議の第1回会合は、WCO 総会が香港で開催され、各国の関税局長・長官が集まる機会を捉えて、平成8年（1996年）6月21～22日に深センにおいて中国主催で開催された。①麻薬・銃砲の不正取引その他関税犯則の防止に関する協力、②税関手続の調和・簡素化に関する協力の2点を中心に議論が行われ、関税局長・長官会議の下に監視取締作業部会と手続作業部会を設け、今後の協力等について検討することとなった。

第2回会合は、平成9年（1997年）6月にハンガリーで開催されたWCO 総会の機会を捉えて、6月20～21日にウィーンで開催された。作業部会からの報告を基に、監視分野（麻薬・覚せい剤、マネー・ローンダリング等）及び手続分野（京都規約見直しのための共通アプローチ等）について議論が行われた。また、本会議を2年に一度開催することで合意し、平成11年（1999年）6月のベルギーで開かれる第3回会合では我が国が議長を務めることとなった。

8 環太平洋関税庁長官・局長会議（CCAP）

平成6年（1994年）10月24～26日、第4回環太平洋関税庁長官・局長会議（CCAP：Conference of Customs Administrators of the Pacific Basin）がオタワで開催された。テーマは、①貿易のグローバル化と関税行政への影響、②税関行政：新たなマネジメントへの挑戦、③税関とその職責、税関と地域協力、であった。

平成8年（1996年）10月14～16日、フィリピンにおいてAPECの税関シンポジウムに併せて第5回CCAPが開催され、APEC税関手続小委員会（SSCP）において税関手続の調和・簡素化に関する議論が進捗していること等を踏まえ、メンバーがほぼ重複するCCAPの役割を見直すべきではないかとの問題提起がなされた。

続いて、平成9年（1997年）6月にブダペストで開催されたWCO 総会の際に、CCAPの非公式会合が開催され、CCAPをAPEC非公式関税局長・長官会議（AHOC：APEC Heads of Customs Meeting）に改組することが原則として合意された。これを受け、平成10年（1998年）6月にWCO 総会の機会を利用して、我が国がホストとなり、非公式AHOCを開催した。

第5節 関税・税関当局間の国際協力

1 JICA 税関行政セミナー

昭和45年度（1970年度）、JICA 税関行政セミナーは12名の研修員を受け入れて開始された。以来、平成5年度（1993年度）までの24年間で延べ64か国から377名を受け入れており、平成8年度（1996年度）までの27年間で研修員は延べ72か国、438名に達した。

2 WCO・日本関税技術協力プログラム

日本関税技術協力プログラムは、平成元年度（1989年度）から、我が国がWCOに4700万円を拠出することでスタートし、平成5年度（1993年度）には2億2000万円をCCCに拠出するまでに拡大した。WCOと協力して各分野の専門家を派遣するとともに、地域セミナーを実施しており、これにも我が国から講師を派遣した。

平成7年度（1995年度）においては、WCOと主に以下の内容で合意している。合意内容は、①我が国への受入研修の実施、②我が国職員単独又はWCO職員との合同による専門家派遣、③地域セミナーの実施、④フェローシップ・プログラムの後援（WCOで、関心のある分野に関する集中的な研修及びマネジメントに関するセミナーを行い、その後、後援国において税関実地研修を実施。）、⑤これまでの技術協力の評価と、今後のニーズ把握のための評価・調査ミッションの派遣、となっている。

以後、基本的にこの枠組みに沿って、技術協力が推進されることとなった。

3 二国間関税技術協力プログラム

2. のプログラムへの参加資格は、当初、WCO加盟国に限られていたが、WCO非加盟国等からの技術援助要請が増加したこと、我が国のプレゼンスを更に高

める等の観点から、我が国関税局・税関による独自の短期専門家派遣及び受入研修の実施が、平成8年度（1996年度）から開始された。

4 国内における関税技術協力事業の実施体制

国内の体制としては、大蔵省関税局国際調査課に平成4年度（1992年度）に国際協力専門官が、平成6年度（1994年度）に技術協力係が設置された。また、同年度、東京、横浜、神戸の各税関において、関税技術協力事業を専担する職員として関税協力専門官が設置され、平成7年度（1995年度）には大阪、名古屋の両税関にも同専門官が設置されることとなった。

さらに、平成9年度（1997年度）には、大蔵省税関研修所内に税関国際交流センター室が設置され、関税局国際調査課と協力して更に充実した研修を実施することとなった。

また、平成5年（1993年）2月には、バンコクで開催されたCCCアジア・大洋州地域会合（関税局長レベルの会合）において、我が国がアジア・大洋州の地域研修コーディネーターに推薦されたのを受けて、関税局国際調査課国際協力専門官が、地域内の研修に関するリエゾン・オフィサーとの連絡体制の確立、ニーズの把握とインベントリーの作成をはじめ、各国及びWCOとの研修に関する情報交換、情報の提供に努めることになった。

5 日米税関協力会議

昭和57年（1982年）1月に、フォン・ロブ米国関税庁長官が我が国の大蔵省関税局を訪問した際、日米両国間の経済・貿易関係における税関関係事項の重要性に鑑み、両税関のヘッドが定期的に会合を開催し、両国税関の共通の関心事項について意見交換、情報交換を行う場として「日米税関協力会議」が設置された。以後、同会議は、2年に1回程度の頻度で、東京、ワシントン間で交互に開催され、両税関間の友好関係の構築に貢献してきた。

平成5年（1993年）11月14日、ジョージ・ワイズ米国関税庁長官一行が来日し、高橋厚男大蔵省関税局長ほかと第7回会合が行われた。そこでは、国際化が飛躍的に進展し、税関を取り巻く環境が大きく変化する中で、通関手続の迅

速化を図りつつ適正な通関を実現するためにいかなる努力をしているか等について、両国の状況がそれぞれ説明された。当時、米国は我が国の通関の迅速性に不満を有していたが、この会議を通じて、我が国の状況に関する一定の理解が得られたと考えられる。その他、CCCにおける両国税関当局の協力、途上国に対する技術協力や知的財産権侵害物品の取締りなど、多岐にわたる分野での意見交換が行われ、以後も迅速かつ適正な通関という観点から緊密な協力体制をとっていくことが確認された。

平成8年（1996年）9月3～4日には久保田勇夫大蔵省関税局長ほかが訪米し、ワイス米国関税庁長官ほかと第8回会合が持たれた。①薬物・銃砲等の不正取引防止策及び②税関手続の調和・簡素化を中心に議論が行われた。

①については、自国での取締り強化に加えて両国税関における協力が不可欠であり、更に情報交換を促進していくことが確認された。この関係で、既に米国は31か国の税関当局との間で税関協力に関する取極めを締結しており、主要国では我が国との間でのみ取極めが未締結であるとして、その締結に向けた強い要請があった。我が国としても取極めの重要性についてはよく認識しており、所要の検討を行っている旨を伝えた。その後、様々な問題を解消し、平成9年（1997年）6月に、10年来の課題であった日米税関相互支援協定（「税関当局間の相互支援に関する日本政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」）が、我が国最初の行政支援協定として発効する運びとなった。

6 RILO

CCC/WCOは、不正薬物の水際取締りのための各国税関当局間の情報交換を積極的に推進しており、また、国際刑事警察機構（ICPO：International Criminal Police Organization）等の国際機関とも連携を図っている。また、WCOの地域プロジェクトとして、RILO（地域情報連絡事務所：Regional Intelligence Liaison Office）がある。各国税関当局間における不正薬物等の密輸に関する情報交換、情報分析の強化等がその目的である。

アジア・大洋州地域においては、昭和62年（1987年）、香港関税消費税庁内にアジア・大洋州 RILO が設置された。アジア・大洋州 RILO は地域の情報交換の支援や情報分析結果の提供等を行い、当該地域の監視・取締りに成果を挙

げ、他の地域の先駆的存在であった。

平成8年（1996年）4月に第6回アジア・大洋州地域会合が開催され、そこで、平成11年（1999年）1月からアジア・大洋州 RILO を我が国に移転することが合意された。